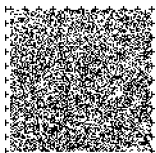
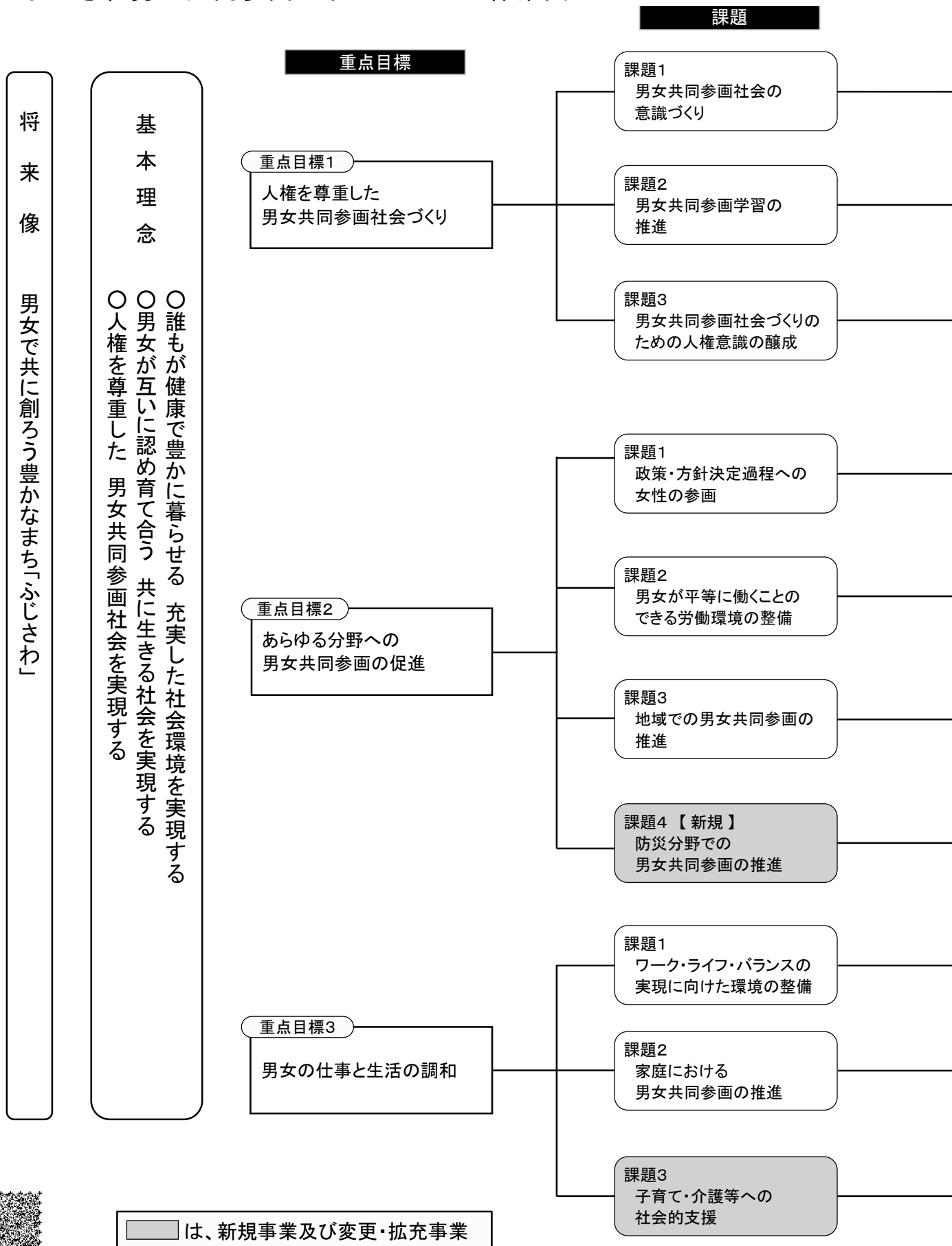


# 第3章 重点目標と課題・施策の方向性

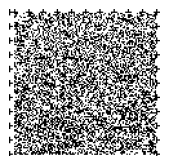
## 1 ふじさわ男女共同参画プラン2020体系図



施策の方向

事業名

①意識改革のための市民・地域・行政の協働	01 男女共同参画の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮 02 男女共同参画社会形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施
②男女共同参画を推進するための情報収集と提供	03 男女共同参画に関する情報収集と提供 04 男女共同参画に関する意識調査の実施
①乳幼児期からの男女平等意識の形成	05 保育園などにおける男女共同参画意識の形成
②学校における男女平等教育の推進	06 男女平等観に立った教育課程の推進 07 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 08 教育相談の充実 09 男女平等の職場づくりと研修の推進
③社会教育における男女共同参画学習の推進	10 女性のエンパワーメントのための学習の充実 11 男性を対象とした男女共同参画学習の充実
①人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進	12 人権施策の総合的な推進 13 人権に関する学習機会の充実 14 人権教育の総合的な推進【新規】
②男女平等を基礎にした平和の推進	15 男女の平等を基礎にした平和なまちづくりの推進
③外国人市民との多文化共生の推進	16 外国人市民に対する生活支援 17 国際化の推進と多文化共生のまちづくりの充実
①政策・方針決定過程への女性の参画促進	18 審議会など、市政に対する女性の参画促進 19 市女性職員の職域拡大と管理、監督者への登用
②企業・団体などへの女性登用の促進	20 企業・団体などへの女性登用の促進
①女性の就業支援・キャリアアップ促進	21 女性の職業能力形成のための教育・訓練機会の充実 22 女性の雇用・就労機会の促進【新規】 23 労働講座の開催と職業観育成のための情報提供 24 起業に関する情報提供と支援
②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進	25 労働関連法令の遵守についての情報提供 26 女性の労働相談体制の充実 27 国、県などの労働機関との連携強化
③女性の職業生活における活躍の推進【新規】	28 女性の活躍推進に関する協議の場の設置【新規】
①女性の地域リーダーへの起用促進	10 女性のエンパワーメントのための学習の充実【再掲】 29 男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開
②男女共同参画社会を支える市民活動の育成・支援	30 NPOなど市民活動への支援 31 女性活動団体への情報提供と連携 32 男女共同参画についての情報提供・学習相談の充実 33 保育者活動への支援 34 人材登録制度の充実
③多様な市民の地域参加の促進	35 地域社会への共同参画を促すための学習機会の充実 36 保育つき事業の促進 37 地域コミュニティにおける異世代協働の促進 38 学校・家庭・地域の連携強化 39 PTA活動への支援
①防災分野での男女共同参画の推進【新規】	40 自主防災組織への女性の参画促進【新規】 41 消防団活動の充実強化に向けた男女共同参画の推進【新規】 42 家庭防火推進員の養成【新規】 43 避難施設運営における男女共同参画意識の形成【新規】
①ワーク・ライフ・バランスの推進	44 長時間労働抑制に向けた企業や関係機関との連携 45 育児、介護休業制度の普及、推進 46 仕事と生活の両立についての啓発
①男性の家事・育児・介護への参画促進	47 家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの情報提供【新規】 48 男性の家事・育児への参画促進 49 男性の介護への参加促進
①多様なニーズに対応した保育サービスの提供	50 乳幼児期の保育・教育の充実 51 発達に課題がある子どもの支援体制の充実 52 ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業の充実
②子育て支援事業の充実	53 藤沢市子ども・子育て支援事業計画の推進 54 地域の子育て支援の促進 55 小児に対する医療の充実
③放課後児童への支援	56 青少年の学校外活動の充実 57 放課後の児童に対する施策の充実
④高齢者・障がい者支援の充実【新規】	58 高齢者への在宅福祉サービスなどの充実【新規】 59 障がい者への介護サービスなどの充実【新規】



将来像 男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

基本理念  
○誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する  
○男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する  
○人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する

重点目標

重点目標4  
性の尊重とあらゆる暴力の根絶

重点目標5  
男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

課題

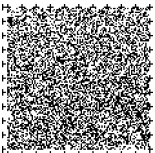
課題1  
DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

課題2  
ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

課題1  
男女の健康保持・増進と  
リプロダクティブ・ヘルス/  
ライツの保護

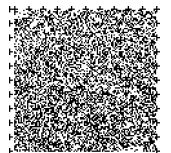
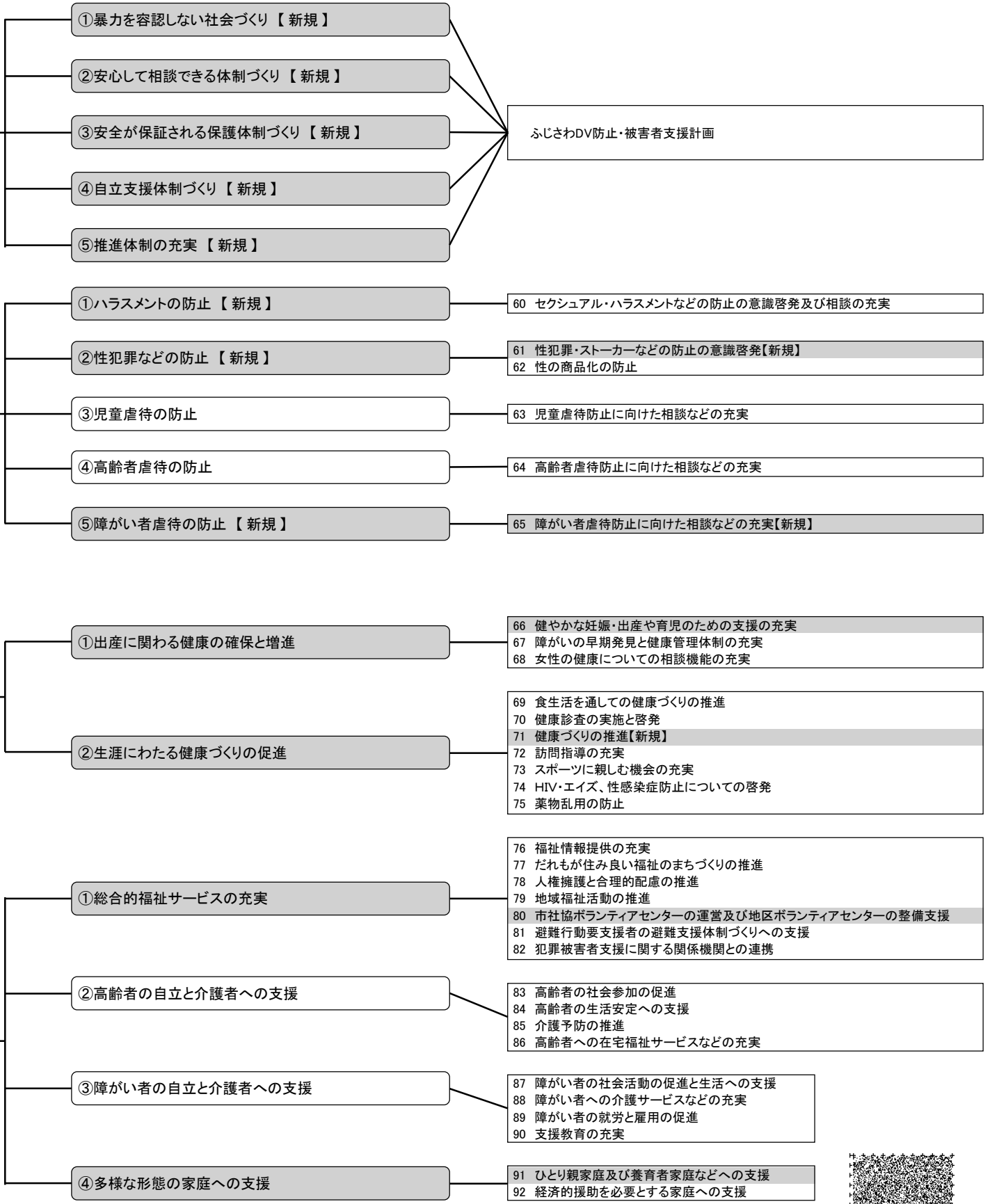
課題2  
援助を必要とする男女  
への支援と自立の促進

■ は、新規事業及び変更・拡充事業



施策の方向

事業名



## 2 重点目標と課題・施策の方向性

### (1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

#### ●重点目標1を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市 民	男女共同参画社会実現に向けたイベントや学習会に自発的に参加し、男女共同参画についての理解をさらに深めることに努めます。
ボランティア N P O	様々な地域活動の組織・運営を通じて、人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努めます。
大 学	地域、行政等と協働し、市民意識の啓発活動など、人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努めます。
企 業	企業内の男女共同参画をさらにすすめるため、研修会などを実施して社員等の意識啓発を図ります。
行 政	研修会やシンポジウムの開催、情報紙の配布などを通して、男女共同参画の意識啓発活動を推進、支援します。

#### 課題1 男女共同参画社会の意識づくり

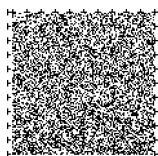
男女が、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる場面に主体的かつ対等に参画し、利益を均等に享受するとともに、共に責任を担う社会が「男女共同参画社会」です。

市民意識調査では、「男女共同参画（社会）」という言葉の認知状況（図1）」の設問に対して、64.2%が「知っている」、32.7%が「知らない」と回答しており、「男女共同参画（社会）」という言葉が、ある程度浸透していることがうかがえます。

各分野における「男女の地位の平等感（図2）」では、「男性のほうが優遇されている」「どちらかという、男性のほうが優遇されている」を合わせると「社会通念・慣習・しきたり」82.4%、「職場」76.8%、「社会全体」72.1%と高くなっており、社会の様々な場で男性が優遇されていると感じている人が多いという現状があります。2008年（平成20年）に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）と比べて、男性優位感はむしろ増加しています。

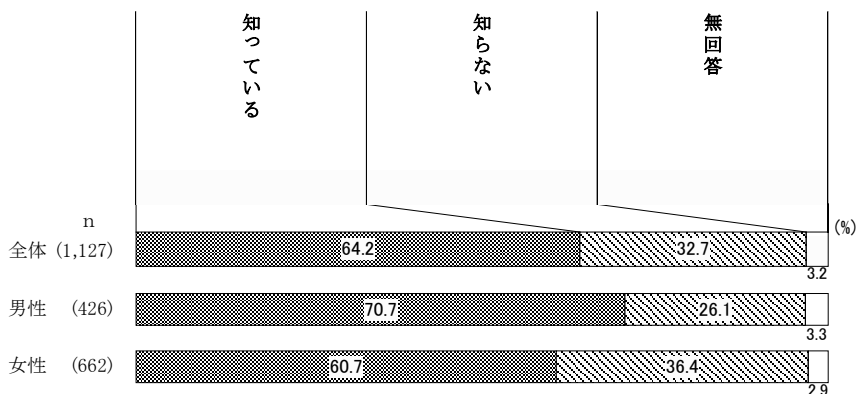
また、「男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと（図3）」では、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりなどを改めること」がもっとも高く、41.9%になっています。

「社会通念」「慣習」「しきたり」を改めていくためには、固定的な性別役割分担意識の改革や性差に対する偏見の解消を図り、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。そのためには、行政のみならず、企業、市民など様々な主体が協



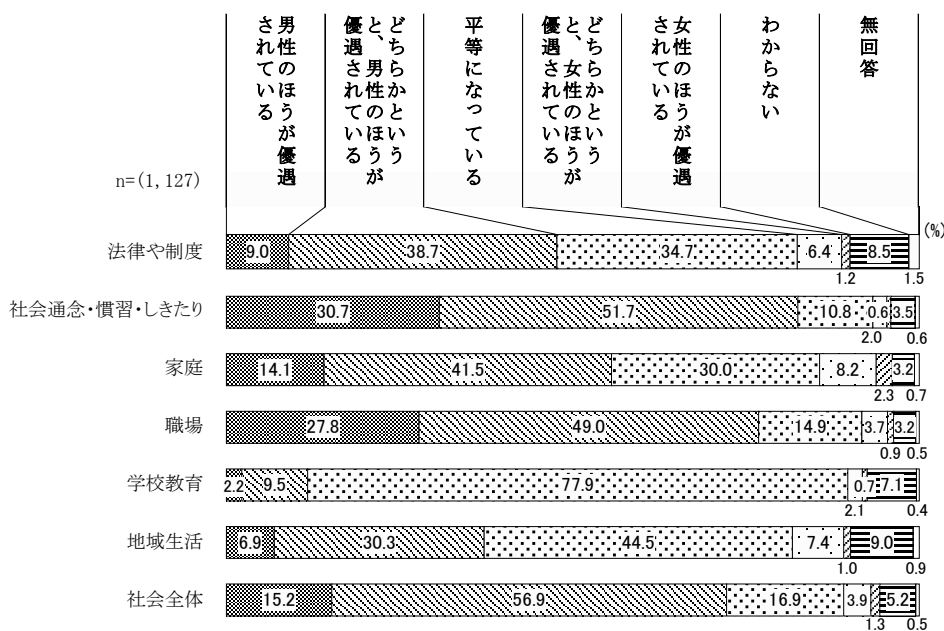
働して、情報提供や啓発活動の充実に努め、男女共同参画社会づくりをより一層すすめていくことが重要です。

図1 男女共同参画（社会）という言葉の認知状況



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

図2 男女の地位の平等感



【男性優位感※の比較】

前回調査 (平成20年)	⇒	今回調査
40.7%	⇒	47.7%
76.2%	⇒	82.4%
49.9%	⇒	55.6%
66.6%	⇒	76.8%
10.4%	⇒	11.7%
30.4%	⇒	37.2%
66.5%	⇒	72.1%

※「男性のほうが優遇されている」と「どちらかという、男性のほうが優遇されている」の合計

資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

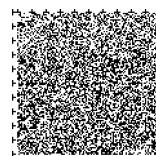
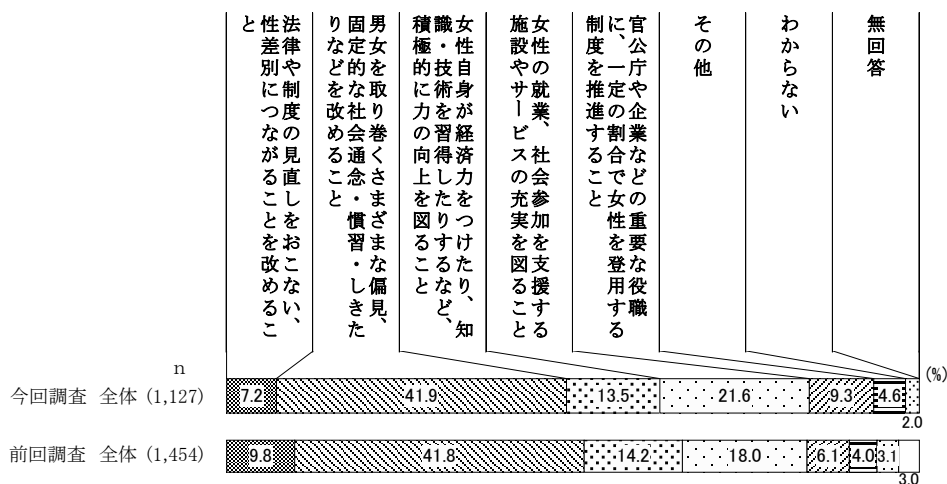


図3 男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと



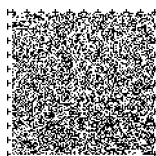
資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

### ＜施策の方向①＞意識改革のための市民・地域・行政の協働

講演会やワークショップなどの啓発活動により、企業及び地域団体等へ働きかけを行い、市民・地域・行政が協働して意識改革をすすめていきます。

また、多様な出版物や広報において、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女の多様なイメージが社会に浸透する表現にします。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
1	男女共同参画の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮	市から情報発信する刊行物・ホームページ・放送での言葉やイラストなどを、男女共同参画の視点から望ましい表現にします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報ふじさわ」などの発行にあたっての配慮</li> <li>●藤沢市公式ホームページでの配慮</li> <li>●行政刊行物発行などに際しての配慮</li> </ul>	広報課 関係各課
2	男女共同参画社会形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施	男女共同参画についての理解を深め、気づきを促すため、多様な事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画啓発事業「共に生きるフォーラムふじさわ」の開催</li> <li>●男女共同参画週間事業の実施</li> <li>●人権男女共同参画に関する職員研修の充実</li> </ul>	人権男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権男女共同参画に関する職員研修の充実</li> </ul>	職員課



## ＜施策の方向②＞男女共同参画を推進するための情報収集と提供

男女共同参画に関する資料や情報を積極的に収集し、広報紙や図書館等で特集を組むなど、市民にわかりやすいように提供していきます。また、男女共同参画社会の実現に向け、解決すべき課題を把握するために定期的に市民意識調査を行います。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
3	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女平等意識の啓発や意識を深めるための情報提供を積極的にすすめます。	●情報紙「かがやけ地球」やホームページ等による情報提供 ●他自治体情報紙などの資料収集	人権男女共同参画課
			●男女共同参画関係、女性関連などの図書の収集と提供	総合市民図書館
4	男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や考え方について実態調査を実施します。	●市民意識調査の実施	人権男女共同参画課

### 課題2 男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女がお互いの人権を尊重することが必要です。そのためには、ライフステージに応じた教育や学習が重要となります。

市民意識調査の結果でも、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（図4）」では、「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」は47.9%で、「育児や介護に関するサービスの充実」、「育児・介護を社会全体で担っていく意識の醸成」に次いで3番目に多く、学校教育や社会教育の重要性が認識されており、より一層の充実が求められています。

市民意識調査の「男女の地位の平等感（15ページ図2）」で、「学校教育」において「平等になっている」が77.9%と項目の中で最も高くなっていることから、学校教育での男女平等教育の効果が感じられていることがうかがえます。

今後とも、学校教育において男女平等教育をすすめ、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進し、男女を問わず生活を営むために必要な知識や技術を習得することの重要性について理解の促進を図る必要があります。

また、乳幼児期からの男女平等意識の形成を目標に、家庭・学校・地域が協働して、男女平等の取組を実践し、性別、年齢を問わず、様々な場で男女共同参画の学習機会を提供することが重要です。

社会教育の場においても、多様な青少年活動や市民との協働による事業などを通じ、男女共同参画について自らが考え、実践する機会の拡充が必要です。

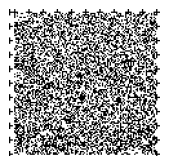
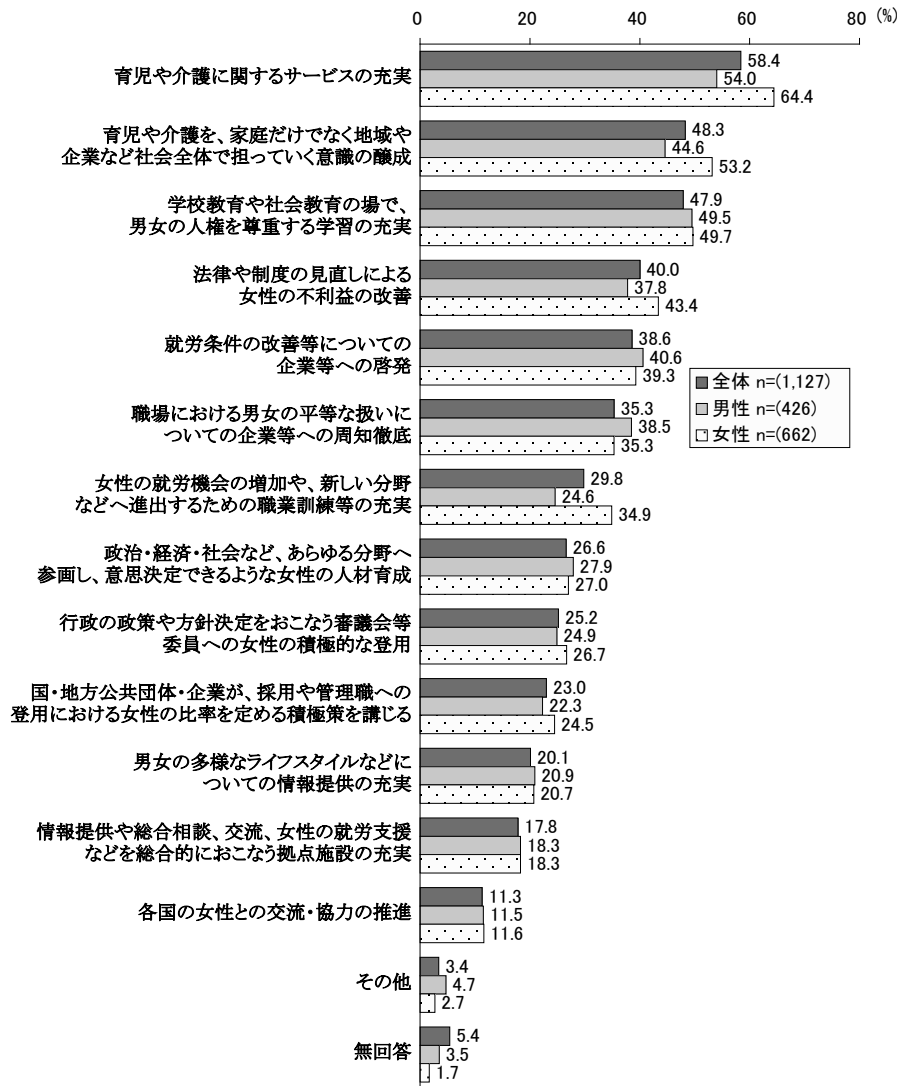




図4 男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（複数回答）

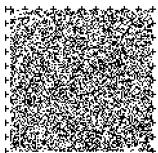


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

### <施策の方向①> 乳幼児期からの男女平等意識の形成

子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮し、子どもが互いの人格や人権を尊重できる心を育てていくことができるように、乳幼児期からの男女共同参画意識の形成をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
5	保育園などにおける男女共同参画意識の形成	子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮します。また、性について男女平等の視点から、子どもの成長段階に応じた指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもへの男女平等に関する意識付け</li> <li>● 職員、保護者などへの啓発、情報提供</li> </ul>	保育課



## ＜施策の方向②＞学校における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じ、いじめや性暴力といった課題が生じる背景について子ども自身が考え、互いの性や男女平等について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育てていきます。また、セクシュアル・ハラスメントやデートDV<sup>2</sup>の防止、セクシュアル・マイノリティ<sup>3</sup>に対する理解などの多様な課題に教職員が対応するために、教職員の研修や相談体制を充実させていきます。

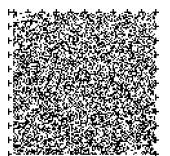
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
6	男女平等観に立った教育課程の推進	学校生活において、基本的人権を尊重した男女平等観を育むとともに、地域の実態に応じた特色のある教育課程の編成を行い、男女平等教育がより充実するように推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各教科、道徳、特別活動などの授業や行事における人権教育の推進</li> <li>●男女平等の視点に立った教材・副読本の選定</li> <li>●一人ひとりの個性を重視した進路指導の推進</li> </ul>	教育指導課
7	心身の発育・発達と性に関わる教育の推進	男女平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に即した心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理科、保健体育科、特別活動などの授業における実施状況について、指導主事が指導助言</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント防止リーフレットの活用</li> <li>●人権、環境、平和教育担当者会の開催</li> </ul>	教育指導課
8	教育相談の充実	子どもをとりまく様々な環境の中で、多様な問題をもつ児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、相談活動の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小中学校へのスクールカウンセラーの派遣による相談、電話・来庁による相談、スクールソーシャルワーカーによる相談、相談支援教室、就学相談などの充実</li> </ul>	教育指導課
9	男女平等の職場づくりと研修の推進	各学校において、男女共同参画社会を実現する視点に立った学校運営、職務内容、役割分担が確立されるよう、一層の意識の確立と課題の解決に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントの研修会の実施</li> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	学務保健課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	教育指導課

<sup>2</sup> デートDV（ドメスティック・バイオレンス）

交際中の恋人同士の間で起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、金銭を要求する、友達関係や行動を制限・監視する、性的行為を強要するなどの行為も含まれます。

<sup>3</sup> セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）

性的意識が同性又は両性に向かう人や、性同一性障がいといった方々のことをいいます。女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）の頭文字「L」、男性同性愛者（ゲイ、Gay）の「G」、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）の「B」、そして性同一性障がい含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の「T」から、これらの人々を総称して、LGBTということがあります。



### ＜施策の方向③＞社会教育における男女共同参画学習の推進

公民館をはじめとする社会教育の場において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、男性への働きかけ、市民との協働による女性のエンパワーメント事業など、より一層学習機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
10	女性のエンパワーメントのための学習の充実	女性をとりまく様々な問題を取り上げ、男女平等意識の高揚や、主体的な生き方ができるよう、女性のエンパワーメントのための学習の機会を提供します。	●女性を対象にした学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館
11	男性を対象とした男女共同参画学習の充実	あらゆる年代層の男性が、固定的な性別役割分担観にとらわれずに、生活的自立の重要性を自ら認識できる学習機会を提供します。	●男性の家庭・地域への参画を促進する学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館

### 課題3 男女共同参画社会づくりのための人権意識の醸成

男女共同参画社会づくりのためには、人は、みな平等であるという基本認識に立った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、互いの人権を尊重しあうことが大切です。

男女差別を容認する社会風土は、いじめ、虐待、民族差別、DV、インターネットによる人権侵害など、多様な人権課題を生む土壌でもあります。

藤沢市では、性別や人種・民族・国籍等にかかわらず、すべての市民が個人として尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築をめざして、2007年（平成19年）2月に策定した「藤沢市人権施策推進指針」の中で、人権尊重の精神が社会や生活の中に定着し、すべての市民の日常行動の基準となることを「人権文化」としてとらえ、「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」を基本理念に位置づけ、人権施策の推進を図ってきました。今後も引き続き、人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進と各分野の個別施策を推進していくことが必要です。

また、男女の人権保護のために、平和の実現は重要です。藤沢市では、核兵器廃絶と軍縮を世界に訴えた「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」を1982年（昭和57年）に制定し、1995年（平成7年）には、全国に先駆け「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定するなど、積極的に平和に向けた取組を実施してきました。戦争は深刻な人権侵害を呼び起こすものであり、次代を担う子どものためにも平和な社会を継承していくことが、我々おとなに課せられた責務です。

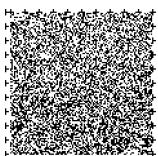
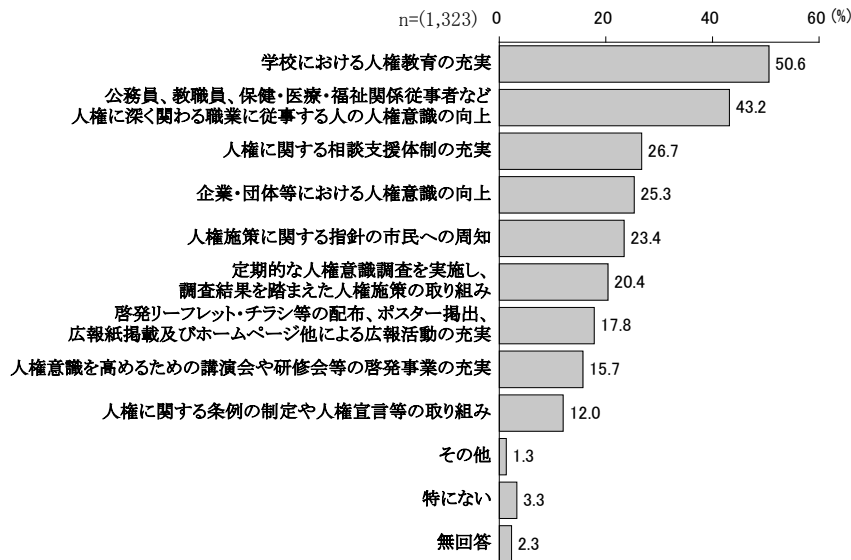


図5 市がめざす“人権が尊重される地域社会、”を実現するために今後必要な取組(複数回答)

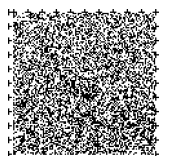


資料：第1回藤沢市人権に関する市民意識調査報告書（平成27年3月）

### <施策の方向①> 人権意識を醸成する啓発・教育活動の推進

すべての市民がお互いの人権を尊重し、自分らしい生き方ができるよう、職員及び市民向けの講演会や講座、研修会などを開催するとともに、情報提供を行います。特に、セクシュアル・マイノリティに対する理解や子どもの貧困など現代的な人権課題について問題提起や啓発活動を行います。また、学校教育においてもさらに人権教育の充実をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
12	人権施策の総合的な推進	あらゆる施策において、人権尊重の視点を反映させていくとともに、人権施策を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤沢市人権施策推進指針による着実な推進</li> <li>● 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進</li> </ul>	人権男女共同参画課 関係各課
13	人権に関する学習機会の充実	人権に対する正しい理解と認識を深めるために、講演会等を開催するとともに、各人権団体主催の講演会、研修会等への積極的参加をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会、研修会の開催</li> <li>● 人権啓発の推進</li> </ul>	人権男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会の開催</li> <li>● 人権啓発の推進</li> <li>● 他市教育委員会との連携による人権施策の推進</li> </ul>	教育総務課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権啓発講演会等の開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館



No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
14	人権教育の総合的な推進	教職員の人権意識の向上を図る取組を実践し、人権尊重の視点に立った教育活動の充実を図り、自分も他の人も大切に育む児童生徒を育むよう人権教育の取組をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育についての指導資料の作成、配布</li> <li>●教職員への研修と実践事例の情報提供</li> </ul>	教育指導課

## ＜施策の方向②＞男女平等を基礎にした平和の推進

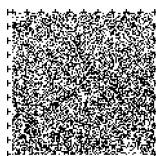
市民と協働して様々な平和事業を展開し、男女平等意識を基礎にした平和なまちづくりをすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
15	男女の平等を基礎にした平和なまちづくりの推進	人類共通の願いである核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて平和で安全なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平和推進事業の実施、非核宣言自治体との連携</li> <li>●基地問題解消に向けた取組</li> </ul>	平和国際課

## ＜施策の方向③＞外国人市民との多文化共生の推進

「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」に基づき、外国人市民への情報提供及び相談体制の充実を図るとともに、国際交流等を通じて国際理解を深めることにより、互いの文化と人権を尊重した、多文化共生のまちづくりをすすめます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
16	外国人市民に対する生活支援	外国人市民への生活の支援として、外国語による生活情報の提供や相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多言語翻訳による情報提供</li> <li>●外国人市民を支援する各種団体との連携、藤沢市外国人市民会議の開催</li> </ul>	平和国際課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人相談事業の充実</li> </ul>	市民相談情報課
17	国際化の推進と多文化共生のまちづくりの充実	市民一人ひとりが国際的な理解を深め、国際感覚を身につけ国際化を推進するとともに、多様な文化を認め合い、人権を尊重した多文化共生のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民主体の国際化推進事業</li> <li>●多様な国際交流推進事業</li> <li>●国際貢献都市推進事業</li> <li>●国際交流フェスティバルの開催</li> <li>●外国人市民の居場所づくり</li> </ul>	平和国際課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年の国際交流事業の推進</li> </ul>	青少年課



## (2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

### ●重点目標2を実現するための担い手の役割と方向性

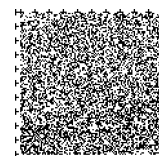
担い手	役割と方向性
市民	職業教育や訓練機会に積極的に参加し、自分自身の能力を高めるとともに、様々な活動に参画するよう努めます。
ボランティア NPO	地域活動を通じて、男女共同参画の意識啓発や学習機会づくりの取組に努めます。
大学	男女共同参画についての研究、教育をすすめていくとともに、女性の積極的な登用を図ります。
企業	労働関連法を遵守して、男女ともに働きやすい職場環境を整えるとともに女性管理職の登用比率を高めることに努めます。
行政	政策・方針決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の積極的な登用を図ります。

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

「女性活躍推進法」では、基本原則の一つとして「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」を挙げています。また、事業主としての地方公共団体及び民間事業主に①女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析、②定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表、③女性の活躍に関する情報の公表を求めています。

市民意識調査の「男女が平等になるために、もっとも重要だと思うこと（16ページ図3）」では、「官公庁や企業などの重要な役職に、一定の割合で女性を登用する制度を推進すること」が9.3%で、前回調査の6.1%より増加しており、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（18ページ図4）」では、「行政の政策や方針決定をおこなう審議会等委員への女性の積極的な登用」が25.2%、「国・地方公共団体・企業が、採用や管理職への登用における女性の比率を定める積極策を講じる」が23.0%となるなど、男女共同参画社会の実現のためには女性の積極的な登用が重要であるとの認識が深まってきていることがうかがえます。

「藤沢市審議会等の女性の登用状況(表1)」では、国への報告が義務づけられている法律を根拠として設置する附属機関や条例によって設置される附属機関などの各種審議会の女性登用比率は、2015年度（平成27年度）までに30.0%という目標は達成しているものの、直近5年では30%前後とほぼ横ばいで推移しています。「藤沢市郷土づくり推進会議」など、地域組織及び要綱設置の委員会を含めた藤沢市独自分類による女性登用比率は徐々にではありますが上昇し、目標としていた42.0%を達成しています。しかし、女性の専門家等が少ない分野があることなどから、女



性が1人もいない審議会等もあり、また藤沢市女性職員の管理職登用比率についても男性職員と比べるとまだまだ低い現状があります。

市民の様々なニーズに対応するためにも、市政への女性の参画を促進していくとともに、企業・団体など女性の職業生活における活躍を推進していく必要があります。

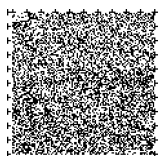
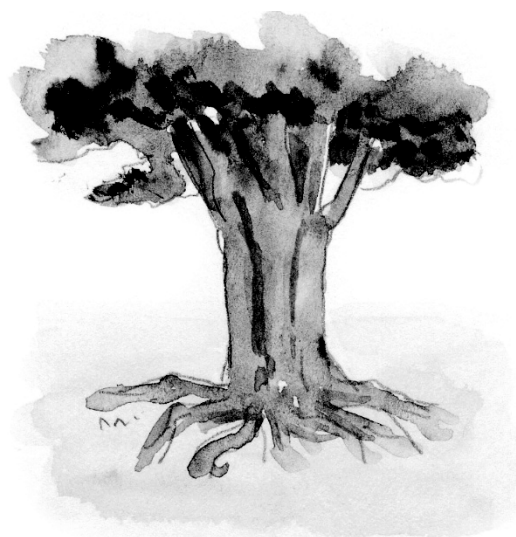
表1 藤沢市審議会等の女性の登用状況

	平成 22 年度 (2010.4.1)				平成 23 年度 (2011.4.1)				平成 24 年度 (2012.4.1)			
	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率
①国へ報告する登用率	66	638	199	<b>31.2%</b>	67	664	224	<b>33.7%</b>	54	586	185	<b>31.6%</b>
②藤沢市独自分類による登用率	251	7,982	3,137	<b>39.3%</b>	247	7,831	3,128	<b>39.9%</b>	235	7,738	3,128	<b>40.4%</b>

	平成 25 年度 (2013.4.1)				平成 26 年度 (2014.4.1)				平成 27 年度 (2015.4.1)			
	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率	審議会数	委員数	女性委員	比率
①国へ報告する登用率	54	598	177	<b>29.6%</b>	56	648	199	<b>30.7%</b>	56	642	199	<b>31.0%</b>
②藤沢市独自分類による登用率	235	7,273	2,958	<b>40.7%</b>	240	7,687	3,155	<b>41.0%</b>	254	7,783	3,265	<b>42.0%</b>

①は、法律、条例設置の審議会などの数。②は、要綱、要領などによる協議会や任意の会議、実行委員会などの数

資料：藤沢市人権男女共同参画課調べ



## ＜施策の方向①＞政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性登用比率アップ対応方針に基づき、各種審議会、委員会などへの女性の参画を促進するとともに、女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて女性登用がすすまない要因を分析し、解決を図ります。

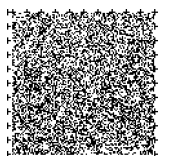
また、市女性職員の登用・能力開発・職域拡大等についても、「事業主行動計画」を策定・公表し、積極的に推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
18	審議会など、市政に対する女性の参画促進	行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向けて、各種審議会、委員会などの委員や市政への女性参画を促進します。	●女性登用比率アップ対応方針の徹底	人権男女共同参画課 全課
			●郷土づくり推進会議をはじめとした地域のまちづくりへの女性参画の促進	市民自治推進課
19	市女性職員の職域拡大と管理、監督者への登用	男女の別によることなく、広く全市的な視野に立って、公平・公正な職員配置をすすめる中で、女性職員の管理、監督者への登用を図ります。	●女性消防職員の経験・適正をいかした職域の拡大	消防総務課
			●女性職員のキャリアアップ支援の充実	職員課
			●能力・適性に応じた女性管理職登用の促進	学務保健課

## ＜施策の方向②＞企業・団体などへの女性登用の促進

「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体などの「事業主行動計画」策定・公表などの取組を支援・促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
20	企業・団体などへの女性登用の促進	企業や団体役員に女性の登用が図られ、方針決定過程に参画できるよう、意識啓発に努めます。	●「かがやけ地球」の発行	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」の発行	産業労働課





## 課題2 男女が平等に働くことのできる労働環境の整備

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）の推進につながり、重要な意義を持っています。

就業者のうち、非正規雇用者数は増加し続けており、特に女性の非正規雇用者の割合は半数を超えています。また、第1子出産を機に女性の約6割が離職し、女性の就業率が子育て期にあたる30歳代で低下する状況は、依然として変わっていません。

市民意識調査の「各分野における男女の地位の平等感（職場）（図7）」では、職場において「男性の方が優遇されている」と「どちらかというとなりの方が優遇されている」を合わせると全体で76.8%、また性別を問わずすべての年代で高い割合となっています。

また、「自らの能力を發揮していきいきと働くために必要なこと（図8）」では、「出産、育児、介護休暇を男女とも取りやすくする」が全体で61.1%（女性67.4%、男性53.5%）で最も高く、続く「労働時間を短くするなど調整して、男性も女性も地域や家族とのかかわりができるようにする」、「昇給・昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする」、「職場でセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の人権教育をしっかりとる」などの基本的な労働条件に関する項目は4割を超えています。性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いの改善やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが求められています。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援をすすめる必要があります。

図6 現在の女性の就業状況

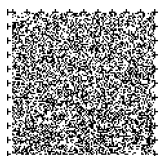
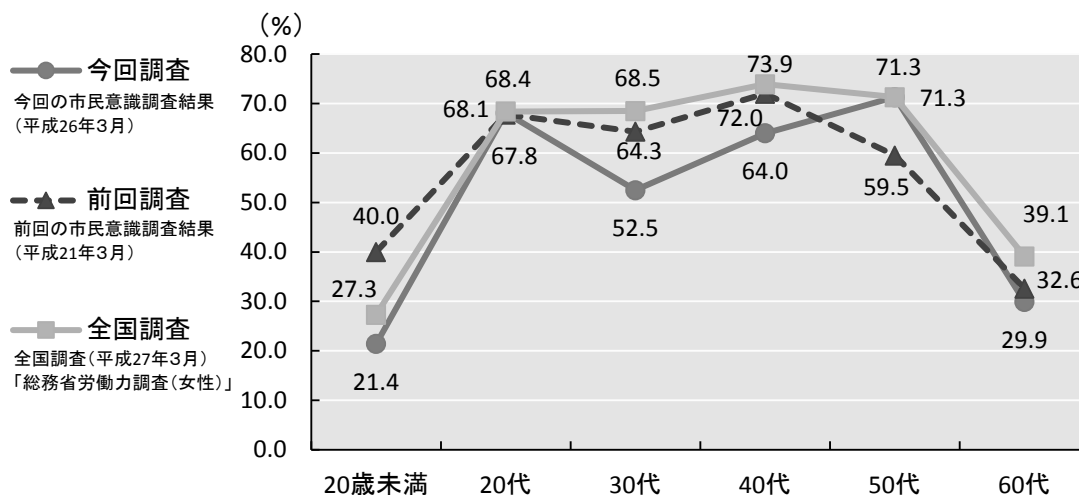
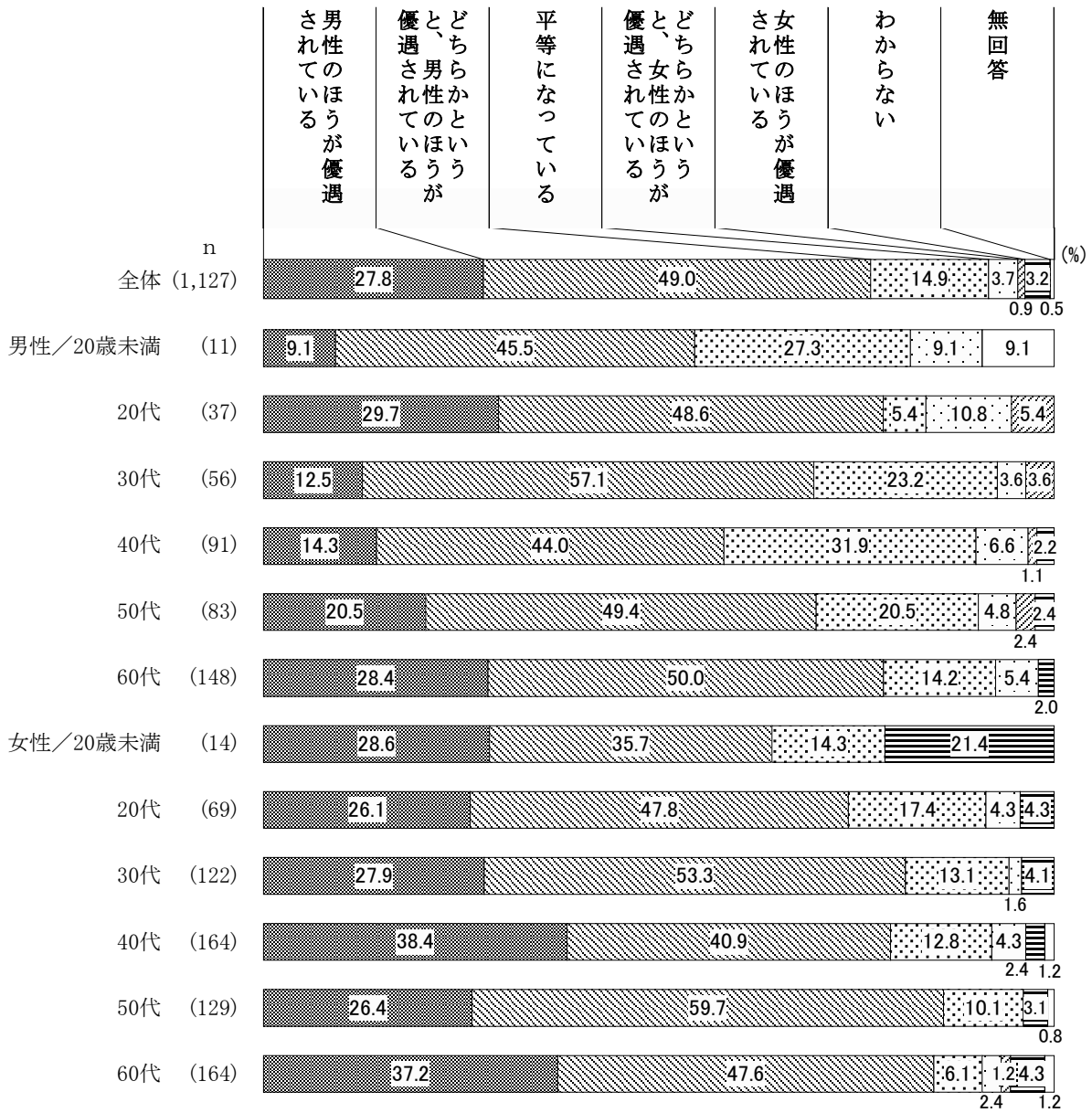


図7 各分野における男女の地位の平等感（職場）



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

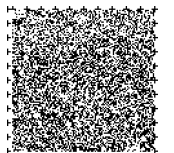
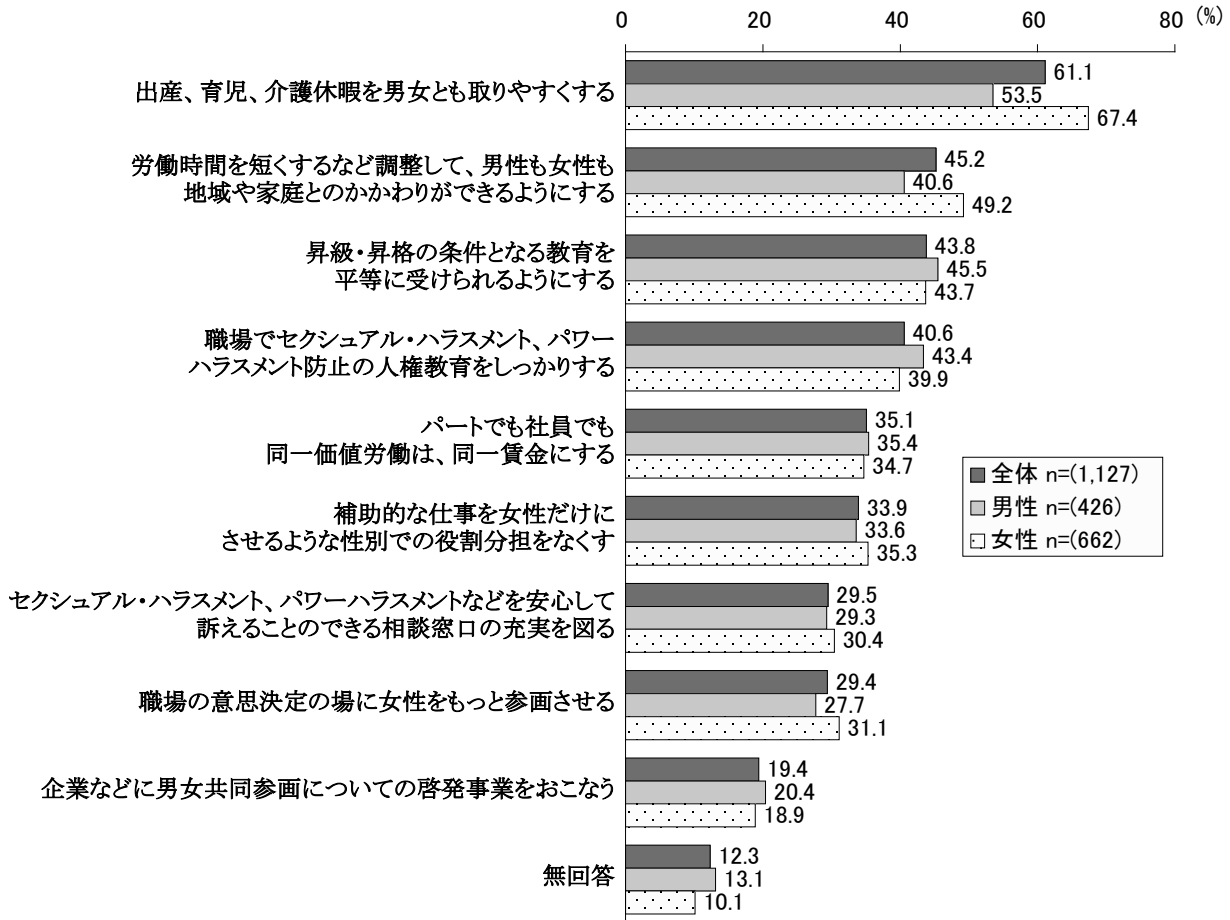


図8 自らの能力を発揮していきいきと働くために必要なこと（複数回答）

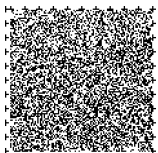


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

【自らの能力を発揮していきいきと働くために必要なこと（比較）】

順位	前回調査（平成20年）	今回調査
1位	出産、育児、介護休暇を取りやすくする 56.3%	出産、育児、介護休暇を取りやすくする 61.1%
2位	教育を平等に受けられる 47.8%	男女が地域や家庭とのかかわりができるようにする 45.2%
3位	男女が地域や家庭とのかかわりができるようにする 47.7%	教育を平等に受けられる 43.8%

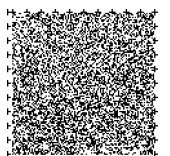
資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）



## <施策の方向①>女性の就業支援・キャリアアップ促進

情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
21	女性の職業能力形成のための教育・訓練機会の充実	女性の就業・職域拡大に向け、資格・技能習得を支援し、職業能力の向上を図ります。	●就労支援及び資格取得講座の実施	産業労働課
			●母子家庭の母への資格取得や技能習得の支援	子育て給付課
22	女性の雇用・就労機会の促進	働きたい女性がその意欲を失わずに、持っている能力を伸長・発揮できるように女性の就業を促進します。	●湘南合同就職面接会の開催	産業労働課
23	労働講座の開催と職業観育成のための情報提供	働く女性が職業人として認識を高めるとともに、いきいきと働くための労働に関する知識習得を図ります。また、公共職業安定所と連携して、多様な職種情報の迅速な収集と提供を図ります。	●就労支援及び資格取得講座の実施 ●「勤労ふじさわ」の発行	産業労働課
24	起業に関する情報提供と支援	起業セミナーなどを通して、コミュニティビジネスに取り組む先進事例を紹介し、事業者同士のマッチングなどを行う中で、女性の視点による新事業の創出を支援します。	●コミュニティビジネス起業セミナーや事業者見学会などの開催支援 ●コミュニティビジネス創業者や創業希望者に対する事業計画のブラッシュアップなどを目的とした相談業務、専門家による事業診断の実施 ●事業所開設時の事業所に係る賃借料及び改装工事費の助成 ●労働相談体制の充実	産業労働課



## <施策の方向②>女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

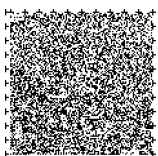
基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るため、勤労者や事業主へ関係法律についての啓発により、男女共に働きやすい環境づくりを推進します。マタニティ・ハラスメントなど、女性の諸問題解決のために専門的な労働相談を実施します。また、女性労働に関する施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携強化を図ります。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
25	労働関連法令の遵守についての情報提供	基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るため、勤労者や事業主へ関係法律についての啓発をすすめます。また、労働関係法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女共に働きやすい環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「勤労ふじさわ」の発行</li> <li>●経営者向けセミナーの実施</li> </ul>	産業労働課
26	女性の労働相談体制の充実	女性を含めた勤労者の労働諸問題解決のために、専門的な労働相談の充実を図ります。さらに、関係機関と連携し、幅広く、かつ効率的な相談体制をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般労働相談の実施</li> <li>●街頭労働相談会の開催</li> </ul>	産業労働課
27	国、県などの労働機関との連携強化	女性労働施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かながわ労働センター湘南支所との連携</li> <li>●湘南雇用環境情報交換会の開催</li> </ul>	産業労働課

## <施策の方向③>女性の職業生活における活躍の推進

女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域における様々な関係機関が連携し、取組をすすめます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
28	女性の活躍推進に関する協議の場の設置	女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域における様々な関係機関と連携し、取組をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働問題懇話会の開催</li> </ul>	産業労働課 人権男女共同参画課



### 課題3 地域での男女共同参画の推進

藤沢市では、「市民集会」にはじまり「藤沢市郷土づくり推進会議」につながる先進的な市民の市政参加・市民自治の取組がすすめられてきました。自治会・町内会をはじめ、市民によるボランティア、NPO法人等の活動も盛んに行われ、特色を生かした魅力ある地域づくりが展開されています。

活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

市民意識調査の結果では、「地域活動への参加経験（図9）」は、「町内会や自治会などの活動」が38.8%で最も高く、次いで「民間のカルチャーセンターやスポーツクラブなどでの活動」（16.7%）、「PTAなどの活動」（12.3%）、「市の講座や市主催の活動」（11.3%）、「地域での自主的なグループ・サークル活動」（11.0%）となっています。

また、参加の有無では、「どれにも参加したことがない」が36.6%で、約3人に1人の割合となっており、性別では、女性の27.6%に対し男性は50.2%と、男性の参加がすすんでいないことがうかがえます。

「ボランティア活動や地域活動などをしていない理由（図10）」として、「仕事をしている」が全体56.2%、女性57.9%、男性54.7%とそれぞれ最も高くなっています。次いで「どんな活動があるか情報がない」が全体40.2%、女性42.1%、男性39.3%となっています。

情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、参画を促進する必要があります。特に男性が参画しやすい環境の整備が重要です。

一方で、市内の自治会長の約85%が男性という現状から、女性のリーダー起用促進に向けて、男女共同参画の地域での必要性についてさらなる啓発が必要です。女性リーダーの起用などを通じ、多様な市民の地域参加を積極的にすすめ、男女の協力のもとに相互交流による活力ある地域社会を形成していくことが重要です。

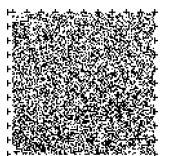
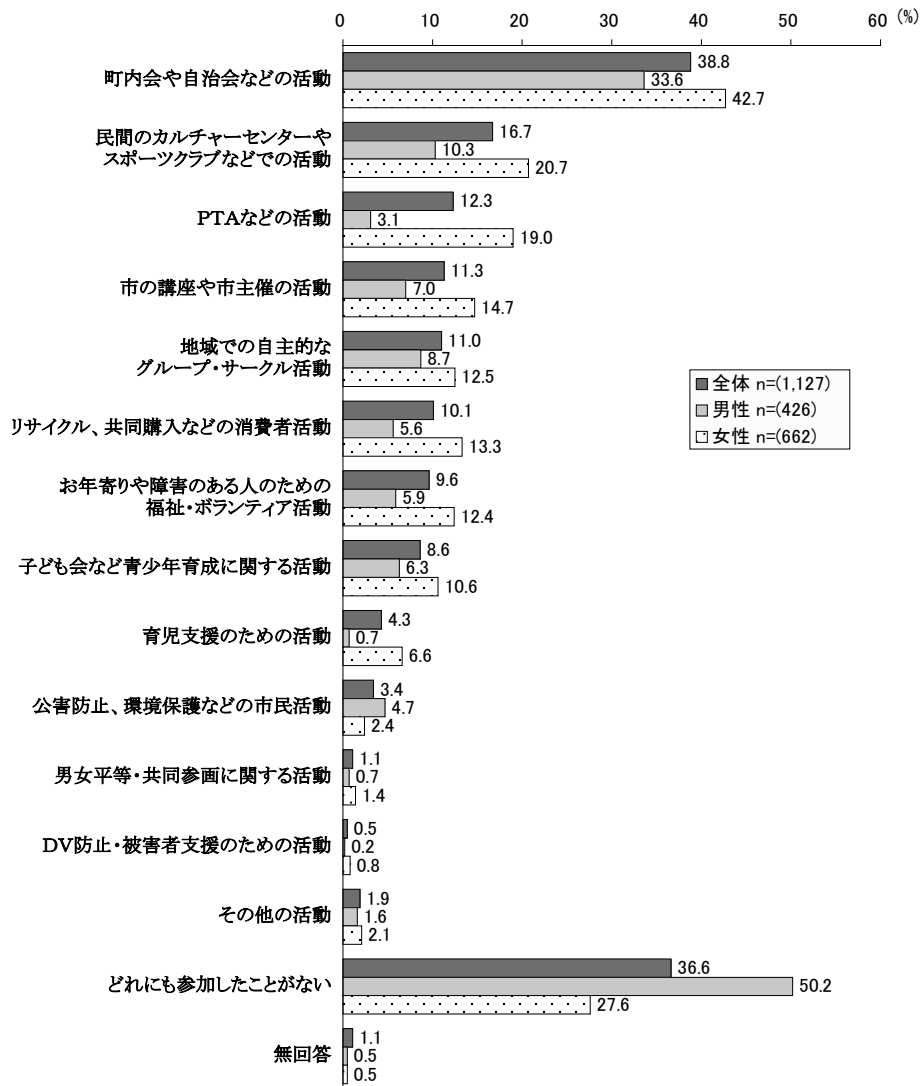
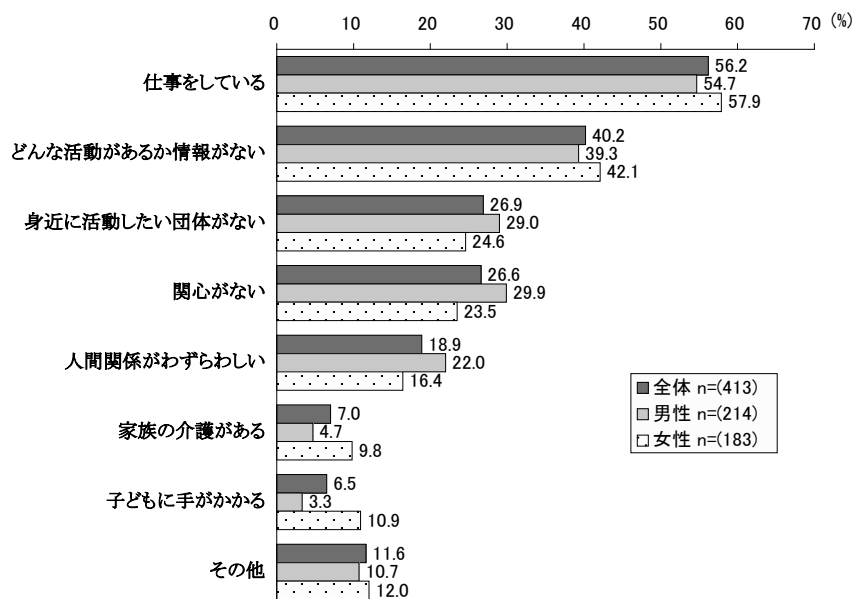


図9 地域活動への参加経験（複数回答）

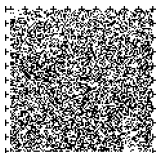


資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

図10 ボランティア活動や地域活動などをしていない理由（複数回答）



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）



## ＜施策の方向①＞女性の地域リーダーへの起用促進

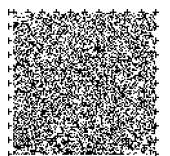
男女共同参画ネットワーク協力員による啓発などを通じて、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
10	女性のエンパワメントのための学習の充実(再掲)	女性をとりまく様々な問題を取り上げ、男女平等意識の高揚や、主体的な生き方ができるよう、女性のエンパワメントのための学習の機会を提供します。	●女性を対象にした学習機会の提供	生涯学習総務課 公民館
29	男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開	男女共同参画ネットワーク協力員への研修会や啓発活動を積極的にすすめ、地域における男女共同参画を推進します。	●研修会の開催 ●男女共同参画啓発活動の実施	人権男女共同参画課

## ＜施策の方向②＞男女共同参画社会を支える市民活動の育成・支援

市民の地域活動を促進し、市民活動における男女共同参画をすすめるために情報提供や団体育成及び活動の場の提供など、様々な支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
30	NPOなど市民活動への支援	市民と行政が協働してまちづくりをすすめていくことをめざし、市民活動がより活発に展開できるよう支援します。	●市民活動推進委員会の運営 ●市民活動支援施設の管理運営 ●美化ネットふじさわの推進 ●公益的市民活動助成事業の実施 ●市民活動団体提案協働事業の実施 ●NPO法人の設立認証事務	市民自治推進課 関係各課
31	女性活動団体への情報提供と連携	女性が自主的な学習や活動を積極的に推進できるよう、情報提供をすすめるとともに、女性活動団体との協働により学習機会の充実を図ります。	●情報紙「かがやけ地球」による情報提供	人権男女共同参画課
32	男女共同参画についての情報提供・学習相談の充実	男女共同参画に関する市民の多様な学習活動を推進するため、学習情報を収集し、情報提供と学習方法などへの助言が一体となった学習相談体制の充実をめざします。	●生涯学習に関する情報の提供 ●学習相談の充実	生涯学習総務課 公民館



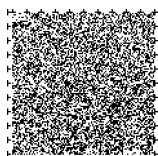


No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
33	保育者活動への支援	公民館での学習活動を支援するための公民館保育者(保育ボランティア)の研修を実施し、研修を終了した人がそれぞれの地域でより豊かな活動を展開できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育ボランティア研修会の開催</li> <li>● 保育者セミナーの開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
34	人材登録制度の充実	様々な分野で、豊富な知識や優れた技術技能をもった市民を発掘し、自らの学習成果を生かす活動の場を提供するなど、市民の人材資源の活用を充実させ、主体的な学習活動を支援します。	● 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」の運営	生涯学習総務課

### ＜施策の方向③＞多様な市民の地域参加の促進

日頃、地域活動に参加しにくい市民や若い世代に参画を促すため、学習機会や情報の提供など積極的な働きかけを行い、様々な市民の地域活動参画を促進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
35	地域社会への共同参画を促すための学習機会の充実	日頃、地域活動に参加しにくい市民の地域社会参画を促すため、様々な活動・学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動を促進するための講座の開催</li> <li>● 生涯学習大学の開催</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
36	保育つき事業の促進	子育て中でも、市民活動や学習の機会に積極的に参加できるよう、各種事業の開催に保育の場を設けます。	● 各種事業開催における保育つき事業の実施	関係各課
37	地域コミュニティにおける異世代協働の促進	地域活動に若い世代の市民も参加し、異世代間交流が促進されるよう、若年層への積極的な情報提供をすすめます。	● 異世代間交流、協働活動の推進	人権男女共同参画課 関係各課
38	学校・家庭・地域の連携強化	学校・家庭・地域の連携による地域協力者会議を開催し、児童・生徒の健やかな成長を支援するため、地域の課題について協議し、解決をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校区を基本とした15の地域協力者会議の開催</li> <li>● 地域課題の協議、推進事業の周知</li> <li>● 各校区の特徴を生かした事業の実施</li> </ul>	学校教育企画課
39	P T A 活動への支援	P T A 活動についての理解を深め、会員の資質の向上を図るとともに、P T A 活動における男女共同参画を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P T A 育成事業の充実</li> <li>● P T A 役員研修会の開催</li> </ul>	学校教育企画課



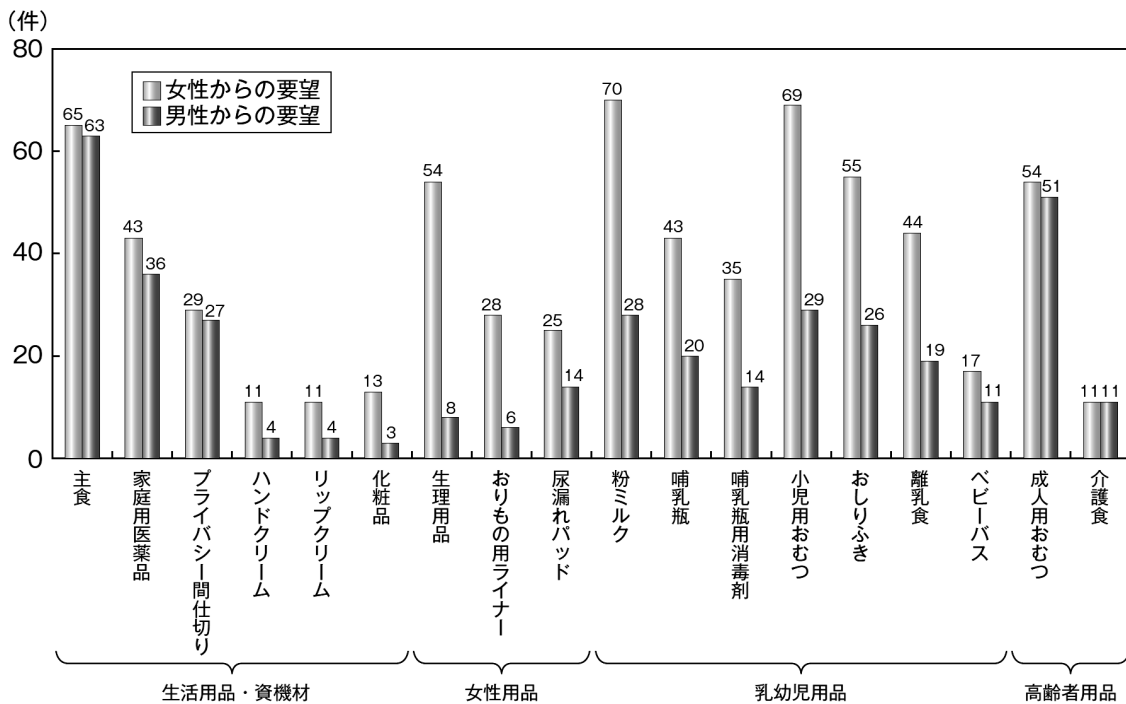
## 課題4 防災分野での男女共同参画の推進

東日本大震災では、様々な意思決定の過程で男女共同参画が充分でなかったため、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じました。避難所では、仕切りや男女別の更衣室・トイレ等がなく、異性の視線が気になる状況に置かれたり、食事の準備や清掃などの家事的役割が女性に集中したりするなど、女性への負担が増大していたことが指摘されています。

災害時においては、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。そのためには、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の策定、防災会議など防災に関する意思決定の場や、防災現場への女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成推進が重要です。

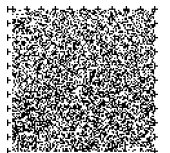
災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著となって現れるため、平常時からの男女共同参画を推進していくことが防災・被災時対応・復興を円滑にすすめていくための基盤となります。

図11 備蓄や支援物資に対する要望



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。  
2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時期は、平成23年11月。

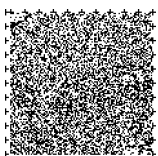
資料：平成24年度内閣府男女共同参画白書



## <施策の方向①>防災分野での男女共同参画の推進

防災に関する意思決定の場や防災の現場へ女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
40	自主防災組織への女性の参画促進	各種防災研修等において女性の積極的な参加を働きかけるとともに、自主防災組織の役員等へ、女性の積極的な登用を呼びかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災リーダー研修、避難施設等での体験研修等への女性の参加促進</li> <li>●ジュニア防災リーダーの育成</li> </ul>	防災危機管理室
41	消防団活動の充実強化に向けた男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた消防団活動を推進するため、男女の区別なく積極的に新規入団を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修への女性団員の参加促進</li> <li>●女性団員が活動しやすい環境整備の促進</li> </ul>	警防課
42	家庭防火推進員の養成	男女を問わず、家庭における火災を予防するため、火災予防の知識、技術を習得する家庭防火推進員を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭防火推進員への啓発</li> </ul>	予防課
43	避難施設運営における男女共同参画意識の形成	被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、避難施設における生活環境を常に良好なものとするよう努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女平等を意識した避難施設運営の為の会議や研修の実施</li> </ul>	防災危機管理室



### (3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

#### ●重点目標3を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市 民	家事、育児、介護など、家庭の仕事を男女で協力、分担し、仕事と家庭・地域生活の両立に努めます。
ボランティア N P O	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てや介護など、地域での多様なサービスや各種支援に努めます。
大 学	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた先駆的な取組を実践し、広く社会にその成果を発信していくことに努めます。
企 業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女共に、安心して育児・介護休業制度が利用できる環境づくりをめざします。
行 政	各種制度の周知など、職場環境づくりを支援し、仕事と生活の調和の啓発と推進を図ります。

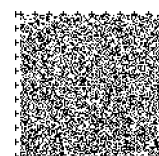
#### 課題1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

市民意識調査の「ワーク・ライフ・バランスの認知状況（図12）」では、「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせた「言葉の認知度」は62.8%となっており、前回調査時の47.2%に比べて認知度が大きく増加しています。

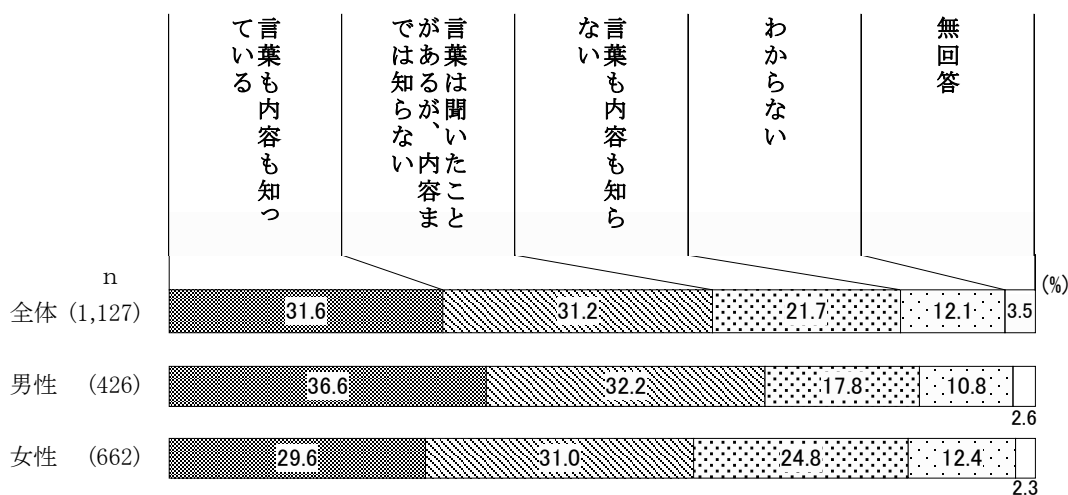
また、一日平均の「実労働時間（図13）」は、前回調査に比べて「9時間以上」の割合が減少しており、環境改善の兆しを感じられます。「実労働時間」は男女で大きな差がありますが、男性31.8%、女性10.8%が「9時間以上」となっています。通勤時間を考え合わせると、時間的余裕がなく、仕事と家事・育児・介護等との両立は難しい状態だと考えられ、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の抑制が重要であることがわかります。

「具体的な各制度の取得状況（図14）」では、「取得したことがある」は、「育児休業」女性12.5%、男性1.5%で、女性の方が取得率は高くなっています。また、「取得したい」は、「育児休業」女性38.9%、男性21.0%、「病児のための看護休暇」女性46.1%、男性30.6%、「介護休業」は女性50.6%、男性32.4%と、いずれも女性の方が高くなっています。一方、「取得するつもりはない」は、「育児休業」男性22.8%、



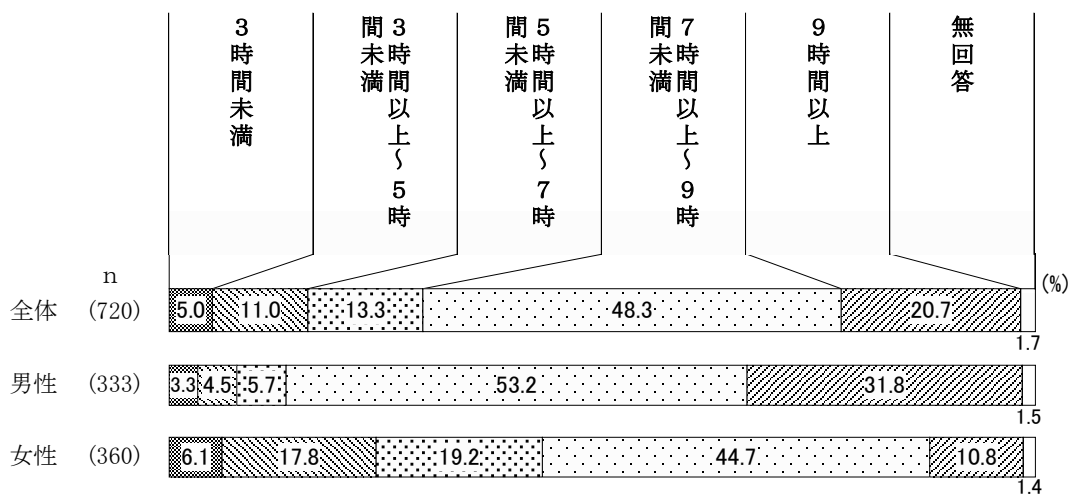
女性8.9%と、男性の方が高くなっており、男性の意識改革と職場環境の改善の必要性がうかがえます。

図 12 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 13 実労働時間



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

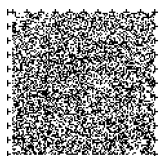
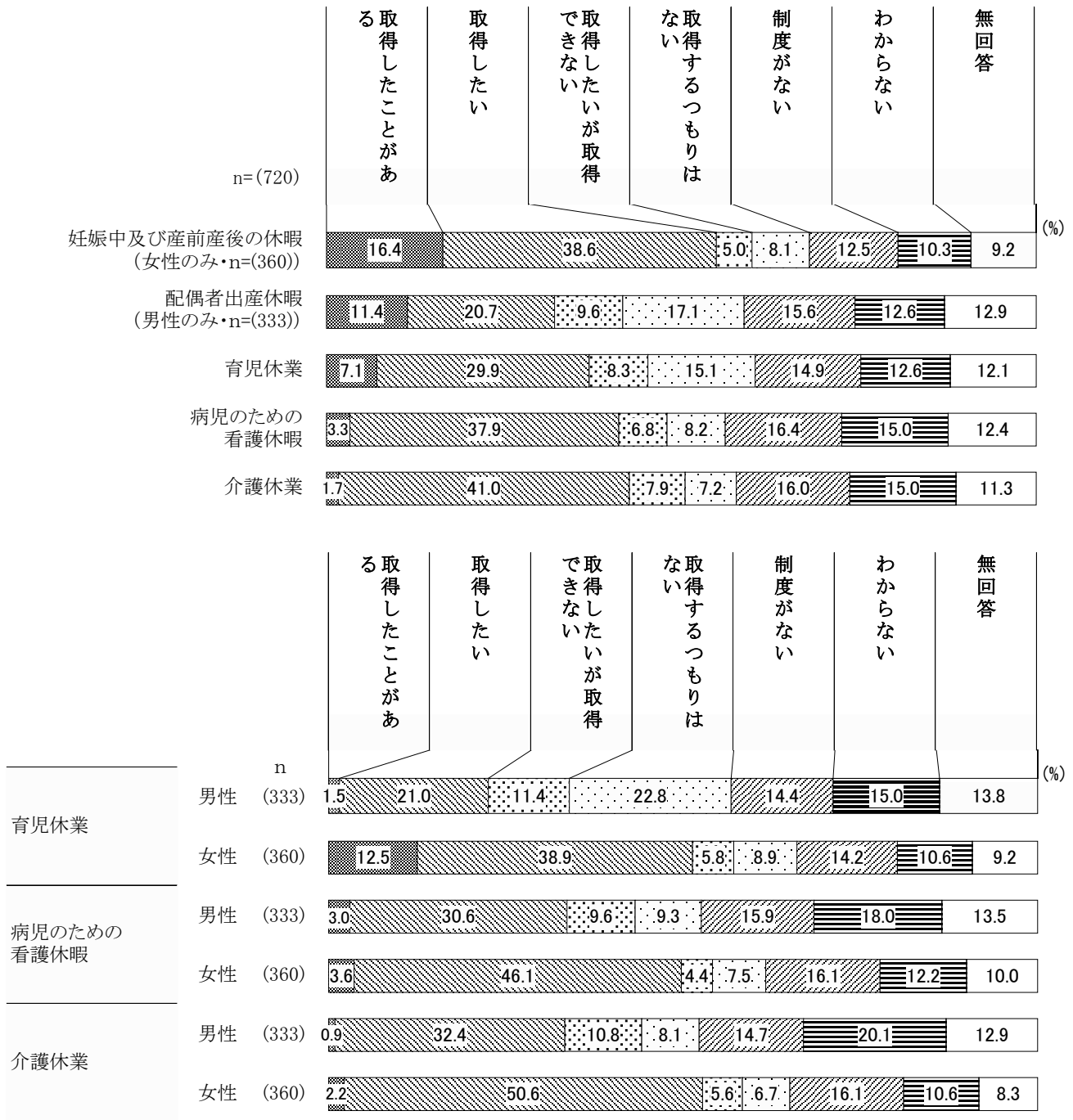
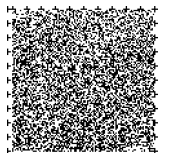


図 14 具体的な各制度の取得状況



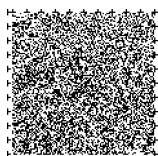
資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）



## <施策の方向①>ワーク・ライフ・バランスの推進

「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」などを通じて企業や商工会議所などと連携し、長時間労働の抑制、生産性の向上に向けた効率的な働き方、各種制度の普及、啓発活動をすすめ、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
44	長時間労働抑制に向けた企業や関係機関との連携	長時間労働の抑制をすすめるため、企業や関係機関と推進会議等で連携するとともに、情報提供や意識啓発を行います。	●情報紙「かがやけ地球」による紹介	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●国、県、関係機関などとの連携 ●ワーク・ライフ・バランス推進会議の開催 ●ワーク・ライフ・バランス推進に関する企業向け、市民向け事業の実施	産業労働課
45	育児、介護休業制度の普及、推進	育児休業制度・介護休業制度について、広く事業主や労働者へ意識啓発をすすめ、制度の普及を図ります。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●経営者向けセミナーの実施	産業労働課
46	仕事と生活の両立についての啓発	仕事と生活の両立を支援するため、様々なセミナーを開催し、情報提供、意識啓発に努めます。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●「勤労ふじさわ」による啓発 ●経営者向けセミナーの実施	産業労働課



## 課題2 家庭における男女共同参画の推進

女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもはっきりと現れています。

市民意識調査の『「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識（図15）」では、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた「反対派」が53.8%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた「賛成派」の42.5%より11.3ポイント高くなっています。男女別では、女性の「反対派」が「賛成派」より18.3ポイント高くなっているのに対し、男性は「反対派」と「賛成派」に大きな差はありません。しかしながら、男女共に「賛成派」は「どちらかといえば賛成」という消極的意見が、明確な「賛成」意見を大きく上回っています。

「男女の役割分担意識に対する考え方（図16）」によると、「家庭の重大問題の決定」「子育て・子どものしつけ」「学校行事等への参加」「自治会・町内会等への参加」は「夫・妻で協力」が多く、男女が協力して行うべきだという考え方が浸透していることがわかります。

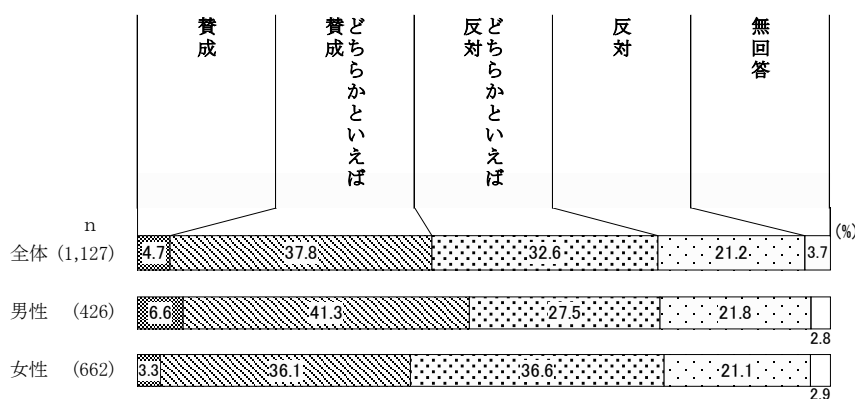
一方、「生活費を得る」は「主に夫」が44.8%、「食事の支度」「食事の後片付け」「掃除・洗濯」などは「主に妻」が一定の割合を占めるなど、依然として女性が家事を担うべきという社会通念がうかがえます。

総務省の調査でも、「夫婦の生活時間（1日平均）（図17）」では、夫が家事・育児・介護等にかかわる時間は、妻の就業状況にかかわらず30分程度に留まっています。また、「6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事・育児時間の国際比較（図18）」によると、6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事等の時間は、1日あたり1時間7分（うち育児時間は39分）で国際的にみても低くなっています。

家庭における男女共同参画の推進に向けて、公民館等で家事・育児・介護等の教室を実施していますが、男性の参加者数は少ないのが現状です。

男性が家事・育児・介護等に参加し、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が重要です。男性の意識改革に加え、男性が家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の女性や年配者、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められています。

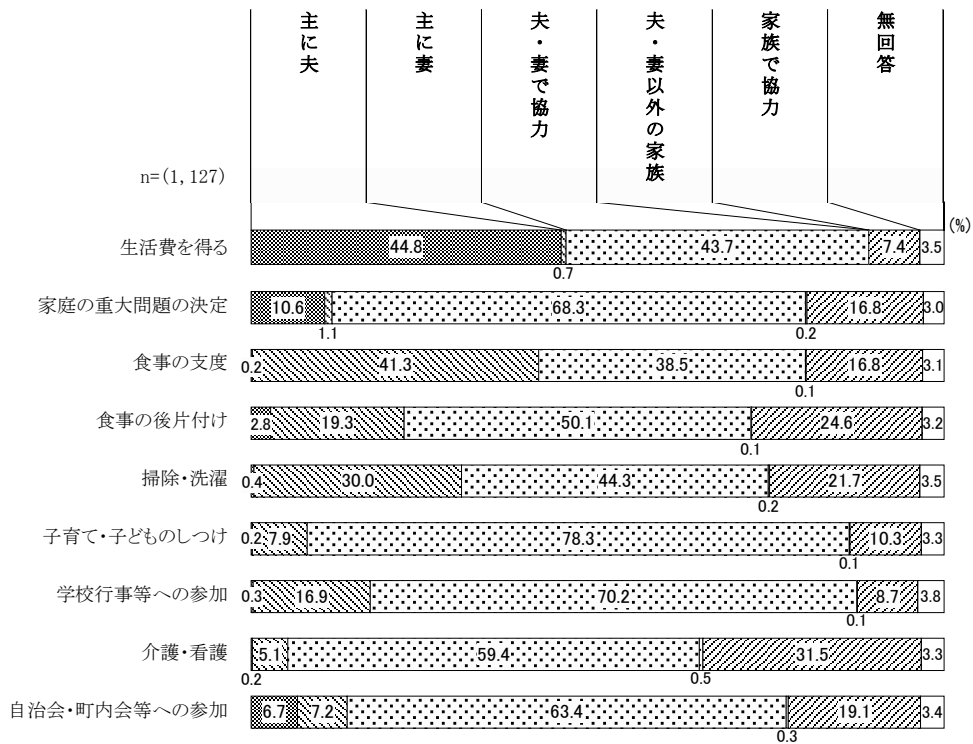
図15 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識



資料：市民意識調査報告書（平成26年3月）

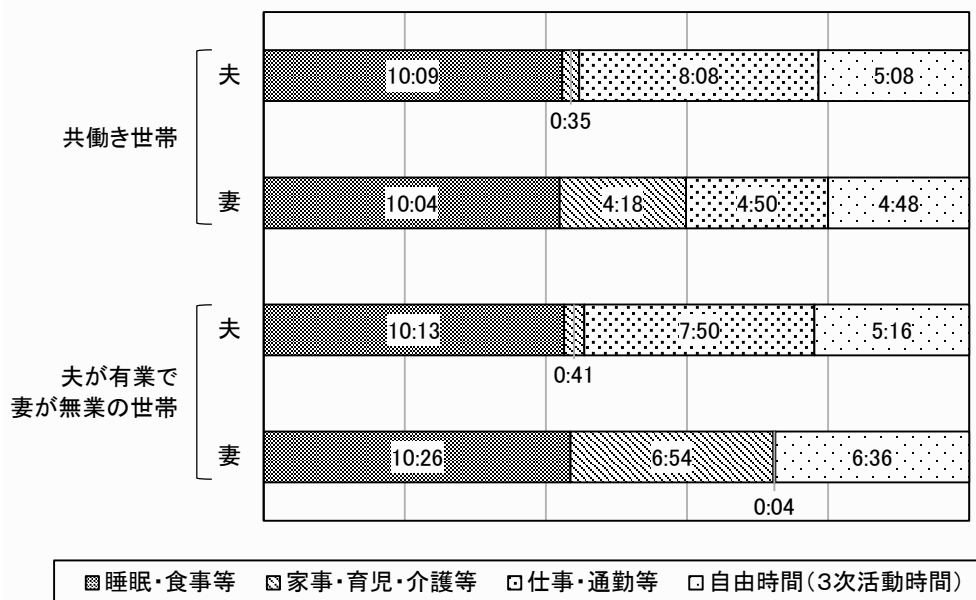


図 16 男女の役割分担意識に対する考え方



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 17 夫婦の生活時間（1日平均）



資料：平成 23 年総務省社会生活基本調査

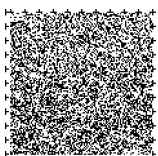
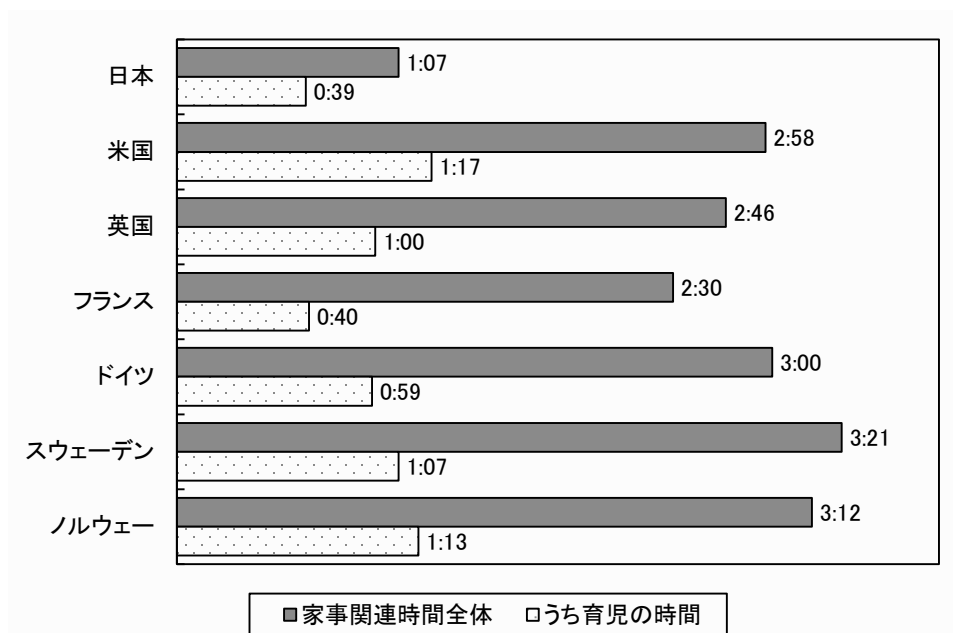


図 18 6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事・育児時間の国際比較



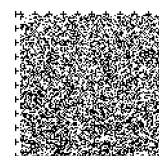
備考：6歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯の夫の1日あたりの「家事」「介護・看護」「育児」及び「買物」の合計時間（週全体平均）

資料：平成27年度内閣府男女共同参画白書

### ＜施策の方向①＞男性の家事・育児・介護への参画促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が主体的に家事・育児・介護等に関わるよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、様々な啓発活動及び情報提供を通じて積極的に男性に働きかけ、意識啓発をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
47	家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの情報提供	働き方を見直し、家事・育児等を積極的に行っている男性の事例を情報提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「かがやけ地球」の発行</li> <li>●男女共同参画啓発事業「共に生きるフォーラムふじさわ」の開催</li> </ul>	人権男女共同参画課
48	男性の家事・育児への参画促進	性別役割分担意識の是正と、男性の生活的自立を促すための学習機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●両親学級（マタニティクラス）の開催</li> <li>●父子手帳の交付</li> <li>●男性を対象としたワーク・ライフ・バランスを充実させる講座の開催</li> </ul>	子ども健康課  生涯学習総務課 公民館
49	男性の介護への参加促進	介護に必要な知識の習得の場や、介護者同士の交流の場を設け、男性も積極的に参加するよう呼びかけを行い、男女が共に介護を担う意識を高めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護者教室</li> <li>●在宅介護者の会の運営</li> </ul>	高齢者支援課



### 課題3 子育て・介護等への社会的支援

男女共同参画社会の形成のためには、家族形態の変化や個人の生き方の多様化を踏まえ、男女が多様なライフスタイルを柔軟に選択できるよう、社会保障制度の整備が必要です。

市民意識調査の「ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと（図19）」では、「育児・介護休業制度の創設や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が、全体44.8%、女性49.8%、男性39.9%で、全体、女性で最も高くなっていることから、仕事と育児・介護の両立について多くの人が困難や不安を抱えていることがうかがえます。

また、「男女共同参画社会を実現していくために、行政に望むこと（18ページ図4）」では、「育児や介護に関するサービスの充実」が、全体58.4%、女性64.4%、男性54.0%で最も多く、「育児・介護を社会全体で担っていく意識の醸成」が、全体48.3%、女性53.2%、男性44.6%で、全体、女性で2番目に多い回答となっています。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化など家庭や地域と取り巻く環境の変化に伴い、子育てに対する不安や孤独感が高まっている中で、子育て家庭の多様なニーズに対応したきめ細かい子育て支援サービスの充実が求められています。また、共働き世帯の増加を踏まえ、女性の活躍を支援するために、保育所や放課後児童クラブの待機児童解消は喫緊の課題となっています。

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動ができるよう、父親も母親も共に子育てを担っていく意識・環境づくりをすすめ、市民や関係団体等と連携し、地域全体で子育て支援を行っていく必要があります。

また、総務省の調査によると、家族の介護等を理由に離転職する人も年間10万人に達しており（平成24年「就業構造基本調査結果」）、今後も増えることが予想されています。相談体制の整備や各種支援サービスなど介護者の負担が軽減されるよう、様々な施策の充実が必要です。

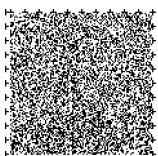
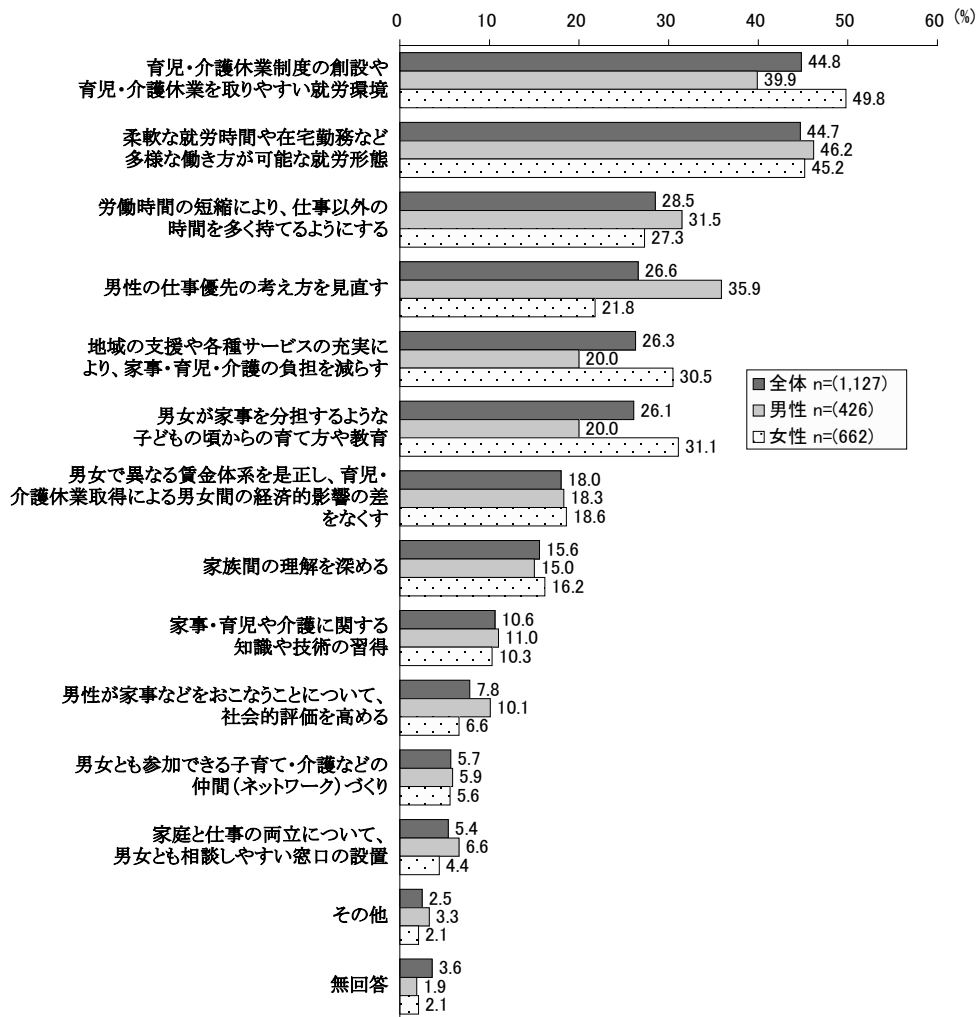
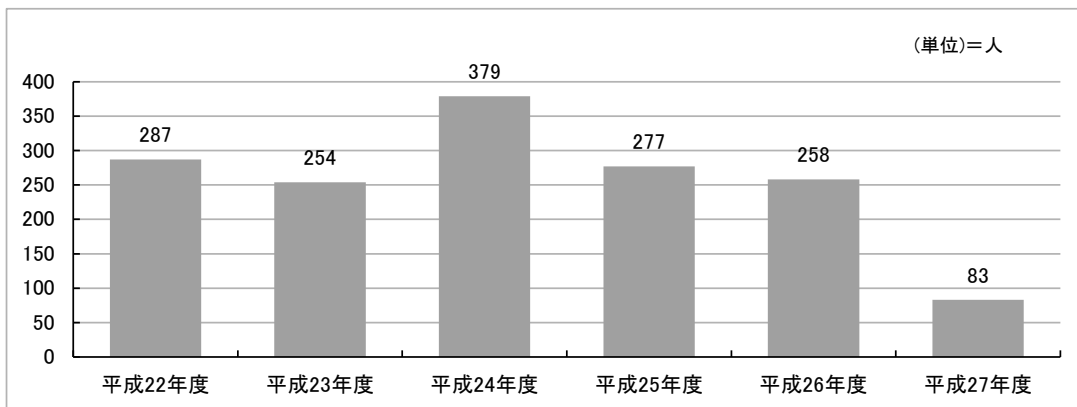


図 19 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと（複数回答）

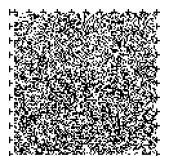


資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 20 藤沢市の待機児童数の推移



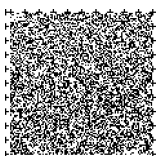
資料：藤沢市保育課調べ



## ＜施策の方向①＞多様なニーズに対応した保育サービスの提供

保育施設の整備をすすめ、保育サービスの量的拡充と質的向上をめざします。また、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供をすすめていきます。

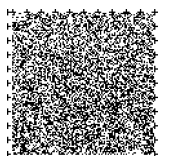
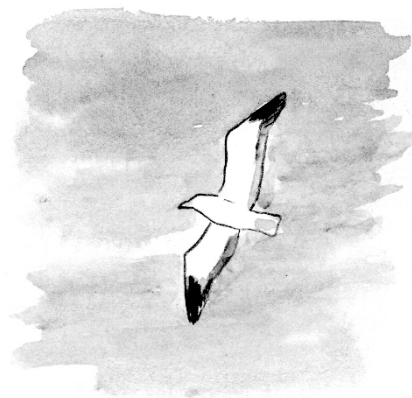
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
50	乳幼児期の保育・教育の充実	待機児童の解消に対応するため、保育所整備計画に基づき、認可保育所の新設のほか、認可外保育施設への認可化支援など計画的な整備を行い、保育サービスの量的拡充、質的向上を図ります。 また、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業や延長保育事業などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所や小規模保育事業等の計画的な整備による受け入れ児童数の拡大</li> <li>●一時預かり事業、延長保育事業などの充実</li> </ul>	子育て企画課 保育課
51	発達に課題がある子どもの支援体制の充実	発達に心配のある児童及び障がいのある児童について相談・支援を行うほか、関係機関と連携し支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども発達支援事業の充実</li> <li>●特別支援保育委託事業</li> </ul>	子ども家庭課
52	ファミリー・サポート・センター事業と子育て短期支援事業の充実	ファミリー・サポート・センター事業では、育児の援助を受けたい人と援助を行う人からなる会員組織の運営を行います。また、子育て短期支援事業では、子育て中の保護者の病気・出産・出張・残業などの理由により、家庭で子どもの養育が困難になった場合に、施設において短期間の子どもの養育・保護を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の充実</li> <li>●ショートステイ事業</li> <li>●トワイライトステイ事業</li> </ul>	子ども家庭課



## ＜施策の方向②＞子育て支援事業の充実

地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターを中心に、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実など、地域における子育て支援事業を推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
53	藤沢市子ども・子育て支援事業計画の推進	「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」の実現に向けて、社会全体が協力して子育てしやすい環境づくりをすすめます。	●「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の展開	子育て企画課
54	地域の子育て支援の促進	すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、市民や関係団体との連携・協力により、地域における子ども・子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりをすすめます。	●子育て支援センター事業の実施 ●つどいの広場事業の実施 ●子育てふれあいコーナー事業の実施 ●市民との協働事業「子育て応援メッセ in ふじさわ」の開催 ●子育て支援サークル等の交流	子育て企画課
			●保育所における地域の子育て家庭を対象とした相談・交流事業の充実 ●園庭開放・体験保育・世代間等交流事業の実施 ●子育て支援センターとの連携による子育て支援事業の実施	保育課
55	小児に対する医療の充実	小児の健やかな成長を支援するため、医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。	●小児への医療費助成の充実 ●未熟児養育医療の給付 ●育成医療の給付	子育て給付課



### ＜施策の方向③＞放課後児童への支援

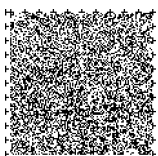
放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図るとともに、地域の身近な施設等で学習や活動の場を提供するなど、放課後等の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
56	青少年の学校外活動の充実	青少年の健全な育成に向け、地域で成長を支える環境づくりをすすめるとともに、青少年の健全育成事業を実施し、青少年の学校外活動の場や機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年指導員の研修の充実</li> <li>●青少年健全育成事業の推進</li> </ul>	青少年課
57	放課後の児童に対する施策の充実	保護者が就労などの理由により、放課後不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の就労支援、子育て支援を図る児童クラブ事業を実施するとともに、放課後などの小学校の余裕教室・体育館・校庭を活用して、実施小学校区の児童を対象に、安全・安心な居場所（遊び場）を提供する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童健全育成事業</li> <li>●放課後子ども教室推進事業</li> </ul>	青少年課

### ＜施策の方向④＞高齢者・障がい者支援の充実

要援護高齢者や障がい者などへの支援や家族の負担の軽減を図るため、各種福祉サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
58	高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	要援護高齢者などへの支援とその家族の負担の軽減を図るため、各種在宅福祉サービスなどの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援型ホームヘルプサービス</li> <li>●一時入所サービス</li> <li>●紙おむつの支給</li> <li>●寝具乾燥消毒サービス</li> <li>●給食サービス</li> <li>●緊急通報サービス</li> <li>●徘徊高齢者SOSネットワークシステム</li> </ul>	高齢者支援課
59	障がい者への介護サービスなどの充実	障がい者の自立支援及び社会活動の推進を図るため、障がい者自身が選択できる各種サービスの拡充をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童通所支援</li> <li>●短期入所</li> <li>●ホームヘルパーの派遣</li> <li>●訪問入浴サービス</li> <li>●施設での入通所サービス</li> </ul>	障がい福祉課



#### (4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

##### ●重点目標4を実現するための担い手の役割と方向性

担い手	役割と方向性
市 民	お互いの人権を尊重し、常に相手を思いやる心をもって、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
ボランティア N P O	地域活動を通して、あらゆる暴力の根絶に対する環境づくりと被害者の精神的安定の支援、意識啓発活動に努めます。
大 学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会的対応策の提案に努めます。
企 業	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を未然に防ぐことができるよう、社内体制の整備徹底をめざします。
行 政	D Vやセクシュアル・ハラスメント等防止をP Rするとともに、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

#### 課題1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」をもとに、市民に最も身近な行政機関として、DVの防止に取り組むとともに、配偶者に限らず親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な人からのDV被害者に対して、きめ細かで切れ目のない支援を行っています。

一方で、市民意識調査の「配偶者・恋人間で暴力を振るった、または振るわれた経験と暴力の内容（図21）」の設問では、「振るわれたことがある」の回答のうち、上位より、「殴るふり、怒鳴るなど脅す」が9.4%、「何を言っても無視する」が8.8%、「『誰のおかげで食べられるんだ』等の発言」が7.7%、「医師の治療は必要ない暴力」が7.0%と続いています。

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、また暴力は被害者のみならず子どもや家族など周囲にまで悪影響を与える恐れがあることを考慮し、暴力を容認しない社会づくり、安心して相談できる体制づくり、安全が保証される保護体制づくり、自立支援に向けた体制づくりを構築していく必要があります。

また、DVの加害者が「デートDV」の加害者であったケースが多いとも言われており、子どもたちを将来の加害者にも被害者にもしないために、デートDV予防教育をすすめていくことが必要です。

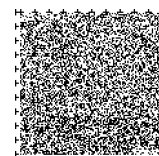
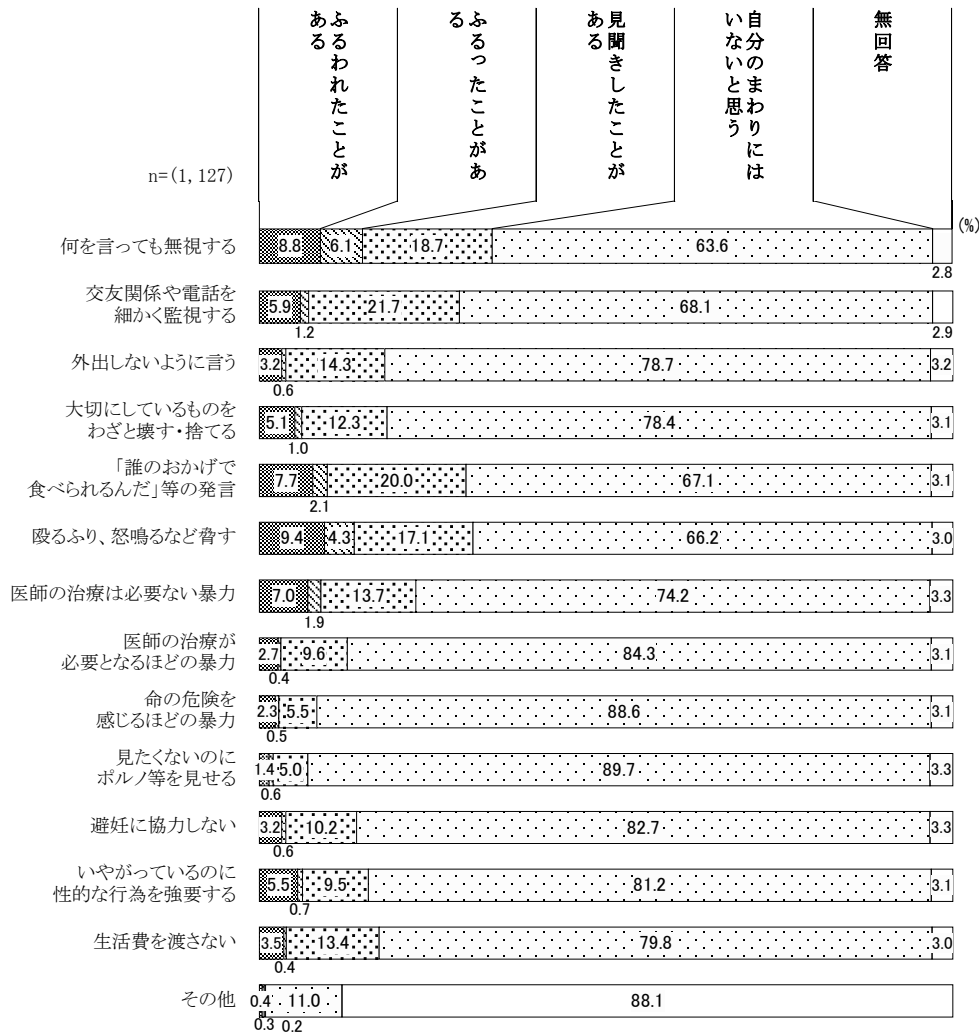




図 21 配偶者・恋人間で暴力を振るった、または振るわれた経験と暴力の内容



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

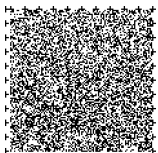
表 2 藤沢市における女性相談件数（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位＝件）

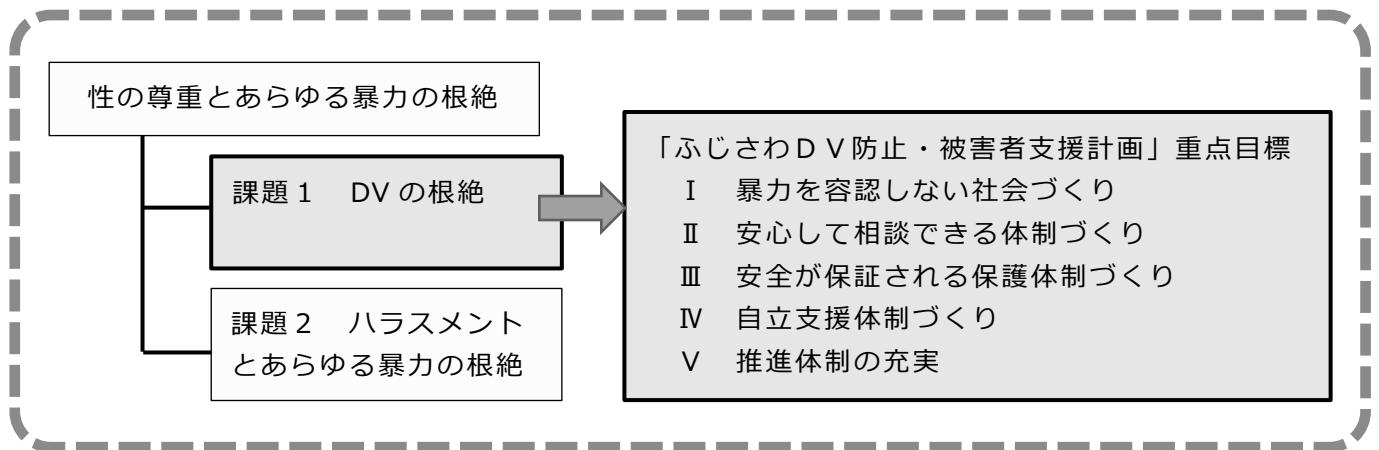
	相談件数		うちDV	内訳	
	実件数	延べ件数		来所	電話
2010(平成22)年度	219	671	118	65	53
2011(平成23)年度	209	588	121 (143)	61 (78)	60 (65)
2012(平成24)年度	228	468	115 (139)	64 (80)	51 (59)
2013(平成25)年度	213	414	130 (161)	77 (103)	53 (58)
2014(平成26)年度	194	460	117 (135)	82 (95)	35 (40)

※（ ）内の数字は子、親族等からの暴力含む

資料：藤沢市福祉事務所調べ



## 【参考】ふじさわDV防止・被害者支援計画との関係



### ＜施策の方向①＞暴力を容認しない社会づくり

あらゆる暴力防止のための啓発活動をすすめるとともに、男女平等観を育み、暴力ではなく言葉で表現しコミュニケーションができる教育やデートDV予防教育等を推進します。また、DV被害の早期発見・早期対応に向けて、医療機関への周知をすすめ、情報提供を求めるとともに、地域社会にも幅広く情報提供を行い、互いに見守り、支えあう社会をめざします。

### ＜施策の方向②＞安心して相談できる体制づくり

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知をすすめるとともに、相談情報の保護と管理の徹底に努めていきます。

### ＜施策の方向③＞安全が保証される保護体制づくり

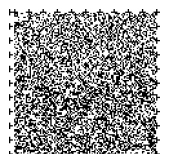
DV被害者の安全確保に向けて、関連機関との連携を図り、緊急時におけるDV被害者の安全確保に必要な支援をすすめていきます。

### ＜施策の方向④＞自立支援体制づくり

DV被害者が安心して自立した生活ができるよう、各種制度を利用した支援や必要な情報提供をすすめていきます。

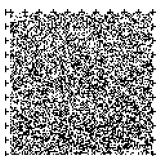
### ＜施策の方向⑤＞推進体制の充実

DV防止や被害者の支援をすすめていくために、関係機関や関係団体及び庁内関係各課との連携を強化し、DVに対する総合的な支援体制を整えていきます。



## 【ふじさわDV防止・被害者支援計画（別冊）の体系】

施策の方向	事業の内容	具体的事業
①暴力を容認しない社会づくり	●あらゆる暴力防止のための啓発活動	・「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発
		・情報紙「かがやけ地球」による啓発
		・「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知
	●男女共同参画学習の推進	・保育園などにおける男女共同参画意識の形成
		・男女平等観に立った教育課程の推進
		・心身の発育・発達と性に関わる教育の推進
		・性の商品化の防止
	●被害の早期発見の促進	・市内医療機関への周知
		・民生委員、児童委員等への情報提供
②安心して相談できる体制づくり	●相談機能の整備・充実	・各種相談の充実
		・男性被害者からの相談対応の検討
	●相談窓口の周知	・「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知（再掲）
③安全が保証される保護体制づくり	●相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保	・関係課・各相談窓口間の連携の強化
	●一時保護に向けた支援	・神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化
④自立支援体制づくり	●安全の確保	・一時保護における同行支援等（夜間・休日を除く）
	●被害者への自立支援	・住まいの確保に向けた支援
・就労の支援		
・経済的な支援		
・各種制度の活用における支援		
●子どもへの支援		・心理的（虐待への）ケア
		・就学・保育等支援
●障がい者、高齢者への支援		・関係課・関係機関の連携の強化
●外国人市民への支援	・多言語による情報提供	
⑤推進体制の充実	●他機関との連携強化	・関係機関（県・警察等）との連携強化
		・民間団体との連携
	●庁内における連携の強化	・庁内連絡会議の開催
		・DV対応マニュアルの作成
		・職員に対する研修の実施



## 課題2 ハラスメントとあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会においては、男女の個人としての尊厳が重んじられることが重要ですが、女性の社会進出に伴い、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどが問題になっています。

市民意識調査の「セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの経験(図22)」の設問において、「受けたことがある」は、『女だから』、『女のくせに』と差別的な発言をする」が12.8%、「宴会でお酌やデュエットを強要する」が11.2%、「容姿について繰り返し言う」が9.8%、「挨拶をしても自分だけ無視される」が9.5%と、1割前後の割合で経験があります。

近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニティツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪、買春、ストーカーなど暴力が多様化しています。

また、児童虐待は子どもの成長・発達に悪影響を与え、子どもの人権を著しく侵害する深刻な問題です。児童虐待防止を図るためには、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

一方で、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者なども増加することが予想され、高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。高齢者虐待を未然に防ぐため、情報の共有や連携体制が必要です。

さらに、障がい者も今後、増加が予測される中、障がい者虐待の防止、早期発見と迅速な対応、適切な支援に向け、広報や啓発活動の推進、関連機関との連携に取り組んでいくことが必要です。

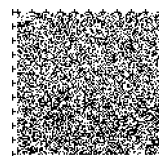
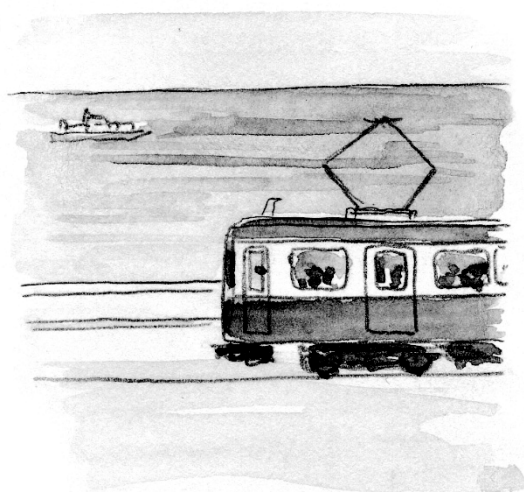
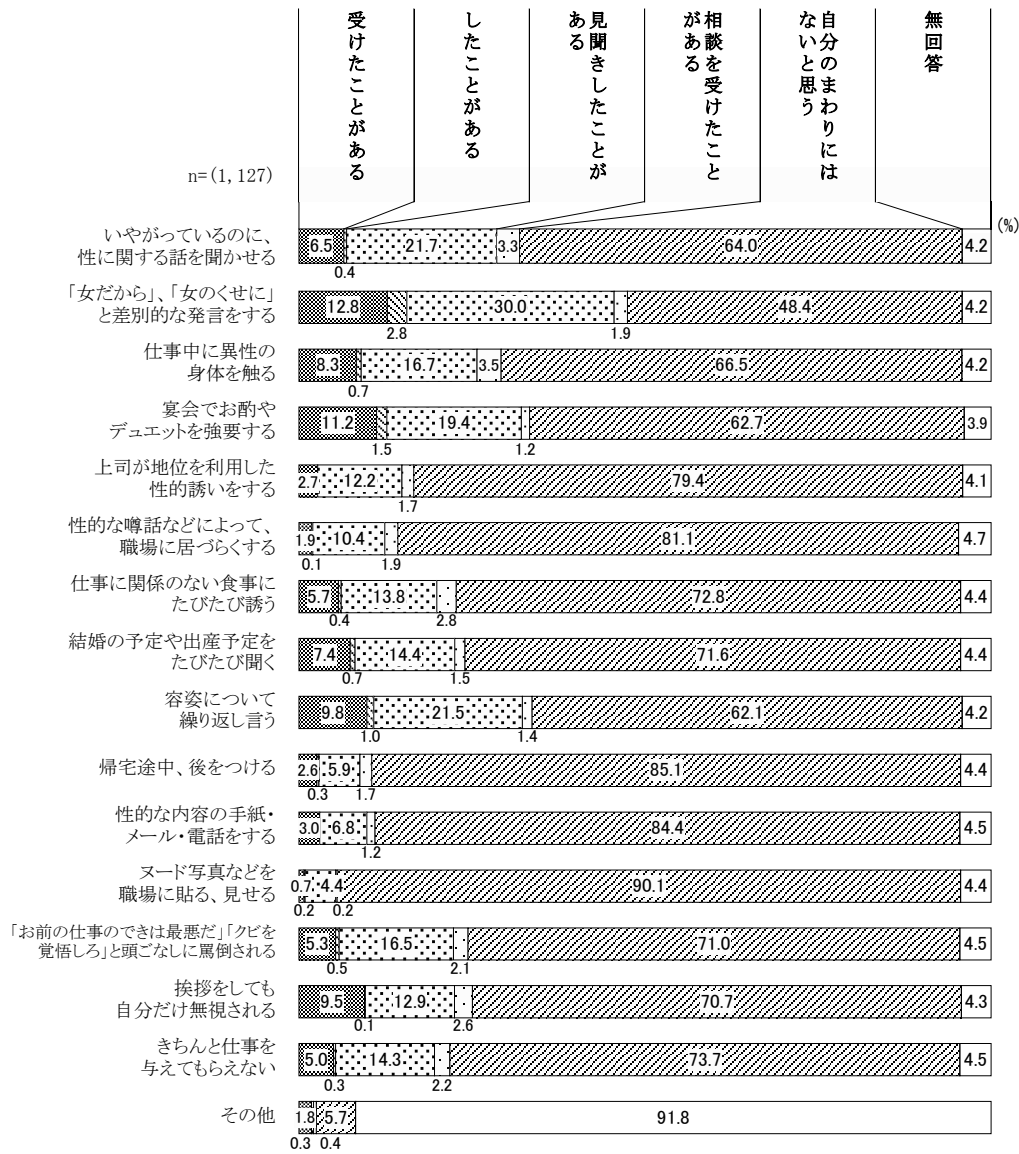
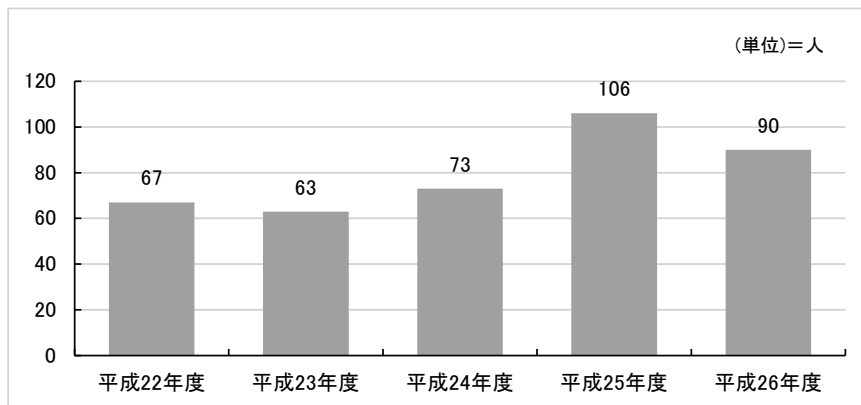


図 22 セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの経験



資料：市民意識調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 23 高齢者虐待 新規相談件数



資料：藤沢市高齢者支援課調べ

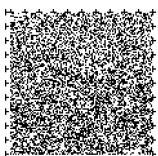


表3 藤沢市児童虐待相談の状況

1. 年齢層別件数（児童数ベース）

（単位＝件）

	乳幼児 (1歳未満)	幼児	小学生	中学生	高校生	その他・不明	合計
2010(平成22)年度	32	90	74	20	6	1	223
2011(平成23)年度	31	128	92	22	11	4	288
2012(平成24)年度	41	170	92	22	9	0	334
2013(平成25)年度	22	158	60	25	7	0	272
2014(平成26)年度	34	186	96	27	11	0	354

2. 種類別件数（児童数ベース）

（単位＝件）

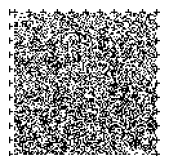
	身体的虐待	ネグレクト (育児怠慢)	心理的虐待	性的虐待	その他	合計
2010(平成22)年度	70	78	73	2	0	223
2011(平成23)年度	76	123	87	2	0	288
2012(平成24)年度	113	102	119	0	0	334
2013(平成25)年度	106	79	80	7	0	272
2014(平成26)年度	111	136	107	0	0	354

資料：藤沢市子ども家庭課調べ

<施策の方向①> ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
60	セクシュアル・ハラスメントなどの防止の意識啓発及び相談の充実	様々な場所において、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための意識啓発をすすめます。	●情報紙「かがやけ地球」による啓発	人権男女共同参画課
			●セクシュアル・ハラスメント防止週間の周知、啓発 ●相談窓口の整備・充実	職員課
			●相談窓口の整備・充実 ●「勤労ふじさわ」による啓発	産業労働課



## ＜施策の方向②＞性犯罪などの防止

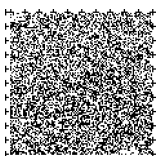
性犯罪などの暴力を容認しない社会づくりのための啓発活動をすすめるとともに、男女平等の視点を意識した教育を推進していきます。また性の商品化の防止に向けて、意識啓発や情報提供をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
61	性犯罪・ストーカーなどの防止の意識啓発	性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などの暴力は「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するための啓発をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力防止啓発</li> <li>●関係機関との連携</li> </ul>	人権男女共同参画課
62	性の商品化の防止	関係機関と連携しながら、女性を人格から切り離れたモノとする性の商品化を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年のための社会環境浄化活動と非行防止活動の推進</li> </ul>	青少年課

## ＜施策の方向③＞児童虐待の防止

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、虐待防止に向けた情報提供や虐待相談員の研修の充実を図り、また関係機関と連携し、相談支援体制を強化していきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
63	児童虐待防止に向けた相談などの充実	虐待相談員を中心とした関係諸機関で構成されるネットワークにより、迅速で的確な対応を取り、児童虐待の予防・早期発見に努めます。また、子どもに関する相談や情報提供などの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待や子育て相談の充実</li> <li>●要保護児童の支援を目的としたネットワークの充実</li> <li>●児童虐待に関する情報収集、調査、対応の充実</li> <li>●研修会の開催、啓発活動の実施</li> <li>●養育支援訪問事業</li> </ul>	子ども家庭課



#### <施策の方向④>高齢者虐待の防止

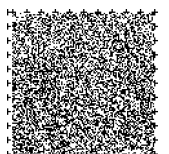
「いきいき長寿プランふじさわ 2017」に基づき、高齢者の権利擁護を推進し、また、虐待防止に向けた情報提供や相談体制の充実を図り、高齢者虐待の防止をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
64	高齢者虐待防止に向けた相談などの充実	高齢者に対する虐待の防止及び虐待を受けた高齢者を保護するための対策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者虐待相談窓口の充実</li> <li>● 高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催</li> <li>● 研修会の開催、啓発活動の実施</li> </ul>	高齢者支援課

#### <施策の方向⑤>障がい者虐待の防止

「ふじさわ障がい者プラン 2020」に基づき、障がい者の権利擁護を推進し、また、虐待防止に向けた広報や啓発活動の充実を図り、虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等による障がい者虐待防止をすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
65	障がい者虐待防止に向けた相談などの充実	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営します。また、障がい者虐待の防止及び養護者への支援に関する広報及び啓発活動等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者虐待防止センターの運営</li> </ul>	障がい福祉課





## (5) 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

### ●重点目標5を実現するための担い手の役割と方向性

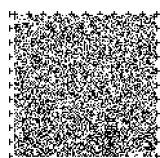
担い手	役割と方向性
市民	様々な啓発イベントに積極的に参加し、望ましい食生活と健康づくりに努めます。
ボランティア NPO	市民が日常から健康づくりに取り組めるよう、様々な啓発イベントの機会づくりに努めます。
大学	男女の心身の健康のために、実証実験など大学としての先駆的な役割を果たし、その成果を地域社会へ還元することに努めます。
企業	障がい者や高齢者の自立のための社会的活動などを支援するとともに、就労支援や雇用の促進をめざします。
行政	市民一人ひとりのライフサイクルに合わせた健康づくりの推進と援助が必要な男女への支援と自立の促進を図ります。

### 課題1 男女の健康保持・増進とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、社会全体の認識を高めていく必要があります。

リプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある女性のみならず、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、すべての個人に保障されるべき健康の概念です。また、リプロダクティブ・ライツは人権の一つであり、すべてのカップルと個人が、子どもの数や出産間隔、出産する時期を自由かつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康に向けて、すべてのカップルと個人に向けた情報提供や広報活動を広めていく必要があります。また、避妊、不妊、安全な妊娠・出産、HIVを含む性感染症予防など、生殖に関する健康問題についての情報提供や啓発活動をすすめていくことも重要です。

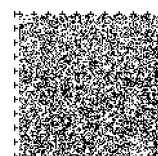
また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいくうえで欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。乳幼児から高齢者までが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。



## <施策の方向①> 出産に関わる健康の確保と増進

妊娠前から妊娠、出産、産後に至るまでの各段階に応じた保健事業をすすめ、母子の心身の健康保持と子どもの健やかな発育・発達支援の充実を図ります。

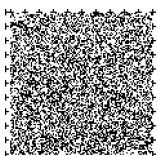
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
66	健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実	妊娠期から産後にわたり必要な保健指導及び育児支援を行うとともに、未熟児、慢性疾患児などの療養支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳の交付</li> <li>● 両親学級（マタニティクラス）の開催</li> <li>● こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>● 乳幼児訪問指導</li> <li>● 離乳食教室、食事教室、食物アレルギー教室</li> <li>● 乳児期の教室</li> <li>● 未熟児・慢性疾患児保健指導（教室・相談・訪問）</li> <li>● 思春期保健指導（教室・相談）</li> <li>● お母さんと子どもの健康相談</li> <li>● 特定不妊治療費の助成</li> <li>● 不育症治療費の助成</li> </ul>	子ども健康課
67	障がいの早期発見と健康管理体制の充実	乳幼児の各種健康診査を実施し、疾病と障がいの早期発見に努め、健やかな発育・発達を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4か月児健康診査</li> <li>● 9～10か月児健康診査</li> <li>● 1歳6か月児健康診査</li> <li>● 2歳児歯科健康診査</li> <li>● 3歳6か月児健康診査</li> <li>● 妊婦健康診査</li> <li>● 経過検診療養生活相談</li> <li>● 心理相談経過観察</li> </ul>	子ども健康課
68	女性の健康についての相談機能の充実	女性のライフサイクルに応じた健康教育や健康相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯を通じた女性の健康教育の実施</li> <li>● 生涯を通じた女性の健康相談の充実</li> </ul>	健康増進課



## <施策の方向②>生涯にわたる健康づくりの促進

ライフステージごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりをすすめていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
69	食生活を通しての健康づくりの推進	「栄養バランスのとれた、おいしく、楽しい食事」は健康の増進を図る上で重要です。望ましい食生活習慣を形成し、健やかで生きがいのもてる生活の安定を図るため、食育を推進します。	●食生活改善推進員の養成	健康増進課
			●子どもの食事教室	子ども健康課
			●学校給食の充実 ●「きゅうしょくフェア」の開催	学校給食課
70	健康診査の実施と啓発	市民自らの健康管理に健康診査を活用できるよう、受診しやすい体制を整備するとともに、健診結果を生活習慣の改善、健康づくりに結びつけるためのフォローアップ体制の充実を図ります。	●健康診査事業 ●がん検診事業 ●歯科健康診査事業	健康増進課
71	健康づくりの推進	市民自らの健康づくり、みんなで行く健康づくりをすすめます。	●健康増進事業 ●地域参加の促進 ●健康度・体力度チェック事業の推進 ●健康づくりトレーニング事業の推進 ●健康増進に関する予防事業の推進 ●タバコ対策の推進	健康増進課
72	訪問指導の充実	心身の状況や家庭環境などに応じて、療養上の保健指導が必要である人やその家族に対し、保健師・栄養士・歯科医師・歯科衛生士が、必要な保健指導を実施します。	●訪問栄養指導の実施 ●訪問歯科指導の実施 ●成人訪問指導の実施	健康増進課
			●こにちは赤ちゃん事業 ●妊産婦、新生児、乳幼児訪問指導の実施	子ども健康課
73	スポーツに親しむ機会の充実	生涯を通して健康であるために、秩父宮記念体育館などの体育・運動施設を活用し、各種スポーツ教室・スポーツ事業などを開催します。	●スポーツ教室・スポーツ事業等の開催	スポーツ推進課
74	H I V・エイズ、性感染症防止についての啓発	H I V・エイズ、性感染症に対して正しい知識をもって、感染を予防し、また、患者や感染者への理解を深めるよう啓発活動を推進します。	●エイズなど検査、相談事業の実施 ●エイズ予防などの普及啓発講演会や各種啓発活動の推進	保健予防課
75	薬物乱用の防止	薬物乱用を防ぐため、各関係機関と連携し、情報提供や意識啓発をすすめます。	●薬物の乱用防止の推進	地域保健課 青少年課



## 課題2 援助を必要とする男女への支援と自立の促進

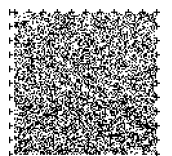
国勢調査に基づく推計によれば、2025年（平成37年）に藤沢市の高齢者人口は108,201人（高齢化率25.2%）と約4人に1人が高齢者になります。その後も高齢化率は上昇が続き、2040年（平成52年）には32.6%と約3人に1人が高齢者という社会を迎えます。また、藤沢市の障がい者数（身体、知的、精神各障がい者数の合計、延べ数）は、2015年（平成27年）4月1日現在で16,378人となっており、今後とも増加すると予測されています。

女性は男性よりも平均寿命が長く、高齢者人口に占める女性の割合は高くなっています。女性の高齢者、障がい者は、それぞれ、「女性」と「高齢」、「女性」と「障がい」という複合的な要因により、更に困難な状況に置かれている場合があります。

また、女性は家族介護の担い手となることも多くなっていることから、福祉施策の影響は女性の方が強く受けます。

また、晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などにより、単身世帯やひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いこと、それらに伴い低年金や無年金状態も多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

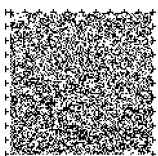
すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現することや、支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制の確立などを基本理念とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を、より一層すすめていく必要があります。



## ＜施策の方向①＞総合的福祉サービスの充実

援助を必要とする男女が、それぞれ必要に応じた支援を受けられるよう、相談体制や情報提供を充実させ、様々な福祉サービスを行っていきます。

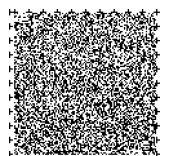
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
76	福祉情報提供の充実	市民が必要とする福祉サービスを、効果的に活用できるよう、関係機関との連携を強化していきます。	●地区福祉窓口の充実	福祉総務課
77	だれもが住み良い福祉のまちづくりの推進	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、不特定多数の人が利用する施設の建設は、事前の協議を行い、バリアフリーの環境を整えます。	●バリアフリーの推進	建築指導課 関係各課
78	人権擁護と合理的配慮の推進	認知症などで判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、日常生活を送る上で福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分にできないなどの不利益を被ることがないように支援します。	●成年後見制度利用の相談と市長申立の実施 ●日常生活自立支援事業の推進 ●ふじさわあんしんセンターへの運営支援	福祉総務課
			●手話、要約筆記者の派遣	障がい福祉課
79	地域福祉活動の推進	民生委員・児童委員が地域住民に対して行う援助活動や、福祉サービスに関する情報提供活動を支援します。	●民生委員・児童委員協議会への支援	福祉総務課
80	市社協ボランティアセンターの運営及び地区ボランティアセンターの整備支援	市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう普及啓発や人材育成に努めます。また地域の助けあい、支えあいを推進するため、地区ボランティアセンターの整備を支援します。	●相談、登録事業 ●広報、研修事業 ●福祉活動助成事業 ●地区ボランティアセンターの整備支援	福祉総務課
81	避難行動要支援者の避難支援体制づくりへの支援	地域の自主防災組織等がすすめる避難支援体制づくりを支援します。	●自主防災組織等への避難支援体制づくりに係る説明会の実施 ●自主防災組織等への避難行動要支援者名簿の提供 ●先進事例の紹介等、情報の共有 ●市民センター・公民館との連携	福祉総務課 介護保険課 高齢者支援課 障がい福祉課 防災危機管理室 市民センター 公民館
82	犯罪被害者支援に関する関係機関との連携	犯罪による被害者への支援体制を整えるため、国、県などの関係機関と連携をすすめます。	●啓発活動の推進 ●関係機関との連携強化	人権男女共同参画課



## ＜施策の方向②＞高齢者の自立と介護者への支援

「いきいき長寿プランふじさわ 2017」に基づき、男性も女性も誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせるよう取組をすすめていきます。

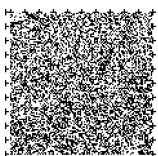
No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
83	高齢者の社会参加の促進	高齢者がもつ豊富な知識や経験を活かすことのできる就業機会の提供や、社会で自立した一員として生きがいをもって活動できるよう、様々な交流活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の生きがい活動の支援</li> <li>● 高齢者福祉大会の実施</li> <li>● 高齢者スポーツ大会の実施</li> <li>● 高齢者いきいき交流事業の推進</li> <li>● 高齢者の就業機会の提供</li> </ul>	高齢者支援課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者を対象とした学習機会の充実</li> <li>● 高齢者と異世代間交流機会の提供</li> </ul>	生涯学習総務課 公民館
84	高齢者の生活安定への支援	高齢者の経済的自立を図り、医療費の助成、住宅の提供などにより生活安定のための支援を行います。	● 福寿医療助成事業	保健医療総務課
			● 国民年金制度の周知と相談の充実	保険年金課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者向け住宅整備などの推進</li> <li>● 高齢者向けの住まい探し相談体制の推進</li> </ul>	住宅課
85	介護予防の推進	高齢期を心身共に健康に過ごせるよう疾病予防や悪化防止、介護を必要とする状態に移行することを未然に防ぐための相談や教室を開催し、早期からの健康づくり、介護予防を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防教室、講演会の実施</li> <li>● 介護予防パンフレットによる啓発</li> <li>● 人材育成事業の実施</li> </ul>	健康増進課
86	高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	要援護高齢者などへの支援とその家族の負担の軽減を図るため、各種在宅福祉サービスなどの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援型ホームヘルプサービス</li> <li>● 一時入所サービス</li> <li>● 紙おむつの支給</li> <li>● 寝具乾燥消毒サービス</li> <li>● 給食サービス</li> <li>● 緊急通報サービス</li> <li>● 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム</li> </ul>	高齢者支援課



### <施策の方向③>障がい者の自立と介護者への支援

「ふじさわ障がい者プラン 2020」に基づき、障がい者の自立支援と各種サービスの拡充をすすめ、障がい者とその家族を地域の中で支える仕組みの充実を図ります。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
87	障がい者の社会活動の促進と生活への支援	障がい者の人権擁護に取り組むとともに、社会活動の機会の提供や医療費の助成、生活環境の整備、介護する家族の支援などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心のバリアフリー事業</li> <li>●障がい者グループホーム等支援事業(共同生活援助事業)</li> <li>●手話通訳などの派遣</li> <li>●相談支援事業</li> <li>●移動支援事業</li> </ul>	障がい福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者等医療費助成事業</li> </ul>	保健医療総務課
88	障がい者への介護サービスなどの充実	障がい者の自立支援及び社会活動を図るため、障がい者自身が選択できる各種サービスの拡充をすすめます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童通所支援</li> <li>●短期入所</li> <li>●ホームヘルパーの派遣</li> <li>●訪問入浴サービス</li> <li>●施設での入通所サービス</li> </ul>	障がい福祉課
89	障がい者の就労と雇用の促進	公共職業安定所及び県などの関係機関と連携を密にしながら、障がい者の就労・雇用に関する情報の収集、情報提供及び制度の啓発事業を行います。また、障がい者の就労の場の確保、就労支援、定着支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者合同面接会の開催</li> <li>●JOB チャレふじさわの実施</li> <li>●障がい者の就労と雇用の促進啓発事業の実施</li> </ul>	産業労働課
90	支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行われるよう、通常の学級、特別支援学級、ことばの教室などの通級指導教室、特別支援学校のそれぞれの場において指導の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援教育の充実</li> <li>●就学相談指導の実施</li> <li>●介助員派遣事業</li> </ul>	教育指導課



## ＜施策の方向④＞多様な形態の家庭への支援

日常生活に支障をきたしている状態や、経済的に不安定な状態にある家庭に、生活安定に向け、ニーズに応じた継続的支援を行っていきます。

No.	事業名	事業の内容	主な具体的事業	担当課
91	ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援	日常生活に困難を抱えている家庭や、経済的に不安定な状態にあるひとり親家庭などに対し、安定した生活が送れるよう自立に向けた相談支援(生活支援、経済的支援等)を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子・父子自立支援員によるひとり親家庭相談</li> <li>●ひとり親家庭等日常生活支援事業</li> <li>●ひとり親家庭などへの医療費の助成</li> <li>●母子家庭等自立支援給付金事業</li> <li>●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業</li> <li>●養育者支援金事業</li> </ul>	子育て給付課
92	経済的援助を必要とする家庭への支援	低所得者の生活安定に向け、住宅供給や資金貸付などを行い、経済的支援をすすめます。	●低所得者への住宅供給	住宅課
			●低所得者への小口資金の貸付	福祉総務課

